

平成 26 年度第 4 回介護保険・障がい福祉専門部会 資料

平成 27 年 1 月 30 日

件 名	足立区高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）について
所 管 部 課	福祉部介護保険課
内 容	<p>高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）がまとまったので、下記のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>第 1 章 計画の概要 計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけ、計画期間など</p> <p>第 2 章 高齢者を取り巻く現状 高齢者数等の現状、将来人口推計</p> <p>第 3 章 計画の基本的方向 基本理念、地域包括ケアシステムの構築、計画推進の施策の柱、施策における重点課題</p> <p>第 4 章 高齢者保健福祉計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます 2 介護保険サービスを適切に提供します 3 高齢者の在宅生活を支援します 4 高齢者の権利を守るしくみを充実します 5 福祉サービスの質を高めていきます 6 地域で支えあうしくみを充実します <p>第 5 章 介護保険事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業の現状 2 介護保険制度の主な改正点 3 介護保険事業の推計（平成 27 年～29 年、32 年、37 年） 4 介護保険料の算出 <p>詳細は、別添「足立区高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）平成 27～29 年度」を参照。</p> <p>2 第 6 期介護保険料基準額の設定案 月額 6,180 円</p> <p>3 区民への周知</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) あだち広報「介護保険特集号」を平成 27 年 3 月 20 日に発行予定 (2) 「足立区高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を区ホームページに掲載

足立区
高齢者保健福祉計画
第6期介護保険事業計画

平成27年度～平成29年度

(案)

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景及び趣旨	1
3	法令等の根拠	1
4	計画の位置付け	2
5	計画の策定体制	3
6	計画期間	6

第2章 高齢者を取り巻く現状

1	人口構成	7
2	家族構成	11

第3章 計画の基本的方向

1	基本理念	13
2	地域包括ケアシステム構築に向けて	14
3	施策の体系	15
4	施策の柱	17

第4章 高齢者保健福祉計画

施策の柱：1	高齢者の健康を保持・増進し、 社会参加を進めます	21
施策の柱：2	介護サービスを適切に提供します	33
施策の柱：3	高齢者の在宅生活を支援します	35
施策の柱：4	高齢者の権利を守るしくみを充実します	52
施策の柱：5	福祉サービスの質を高めていきます	58
施策の柱：6	地域で支えあうしくみを充実します	61
地域で支えあう“お互いさま”のまちづくり ～孤立ゼロプロジェクト～		62

第5章 介護保険事業計画

1	介護保険事業の現状	77
2	介護保険制度の主な改正点と取り組み	87
3	介護保険事業の推計	89
4	介護保険料の算出	101

資料編		106
-----	--	-----

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

『足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）』は、本区の高齢者^{※1}が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。

2 計画策定の背景及び趣旨

団塊の世代が75歳以上となる平成37（西暦2025年）年に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦、高齢者のみの世帯及び認知症高齢者の増加が予想されるなか、足立区でも平成30年には、後期高齢者^{※2}が前期高齢者を上回ると推測されています。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けることができるようにするため、区が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をより一層推進していきます。

<介護保険制度の変遷>

平成12年4月	・介護保険法施行
平成18年4月	・地域密着型サービスの導入 ・地域包括支援センターの創設 ・予防重視型システムへの転換
平成24年4月	・地域包括ケアの推進 ・24時間定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの創設
平成27年4月	・地域包括ケアシステムの構築 ・認知症施策の推進 ・費用負担の公平化

3 法令等の根拠

本計画は老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項に基づき策定するものです。

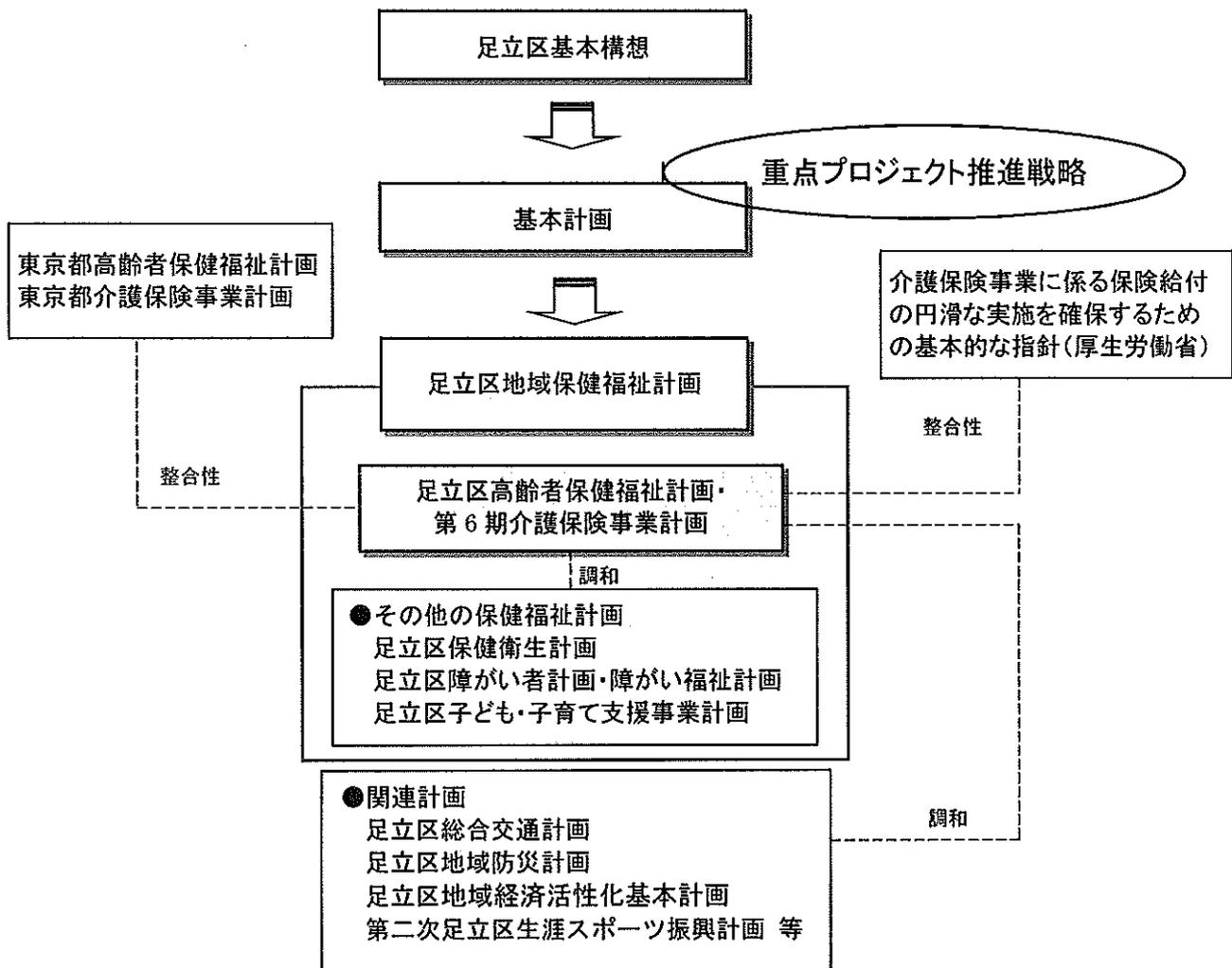
※1 高齢者・・・65歳以上の方。

※2 後期高齢者・・・75歳以上の方。

4 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、「足立区基本構想」を上位計画とした「足立区地域保健福祉計画」の一環として策定します。また、厚生労働省の告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「東京都高齢者保健福祉計画」との整合性を図り、「足立区保健衛生計画」「足立区障がい者計画・障がい福祉計画」「足立区子ども・子育て支援事業計画」などの保健福祉計画や「足立区総合交通計画」「足立区地域防災計画」「第二次足立区生涯スポーツ振興計画」などの関連計画と調和がとれたものとします。

【足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の位置づけ】



5 計画の策定体制

(1) 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者並びに区民代表で構成する区長の附属機関である「地域保健福祉推進協議会」（委員名簿は〇〇ページ参照）及び「同協議会介護保険・障がい福祉専門部会」において必要な事項の協議・検討を行いました。

平成 26 年 3月10日(月)～4月30日(水)	高齢者実態調査実施 ※調査結果概要は資料編参照
7月4日(金)	第1回介護保険・障がい福祉専門部会 ・高齢者実態調査(速報)を報告
7月24日(木)	第1回足立区地域保健福祉推進協議会 ・足立区地域保健福祉推進協議会へ第6期介護保険料諮問 ・第1回専門部会と同内容を報告
8月22日(月)	第2回介護保険・障がい福祉専門部会 ・医療介護総合確保推進法における介護分野のガイドラインについて報告 ・高齢者人口の推計及び第5期介護保険事業の給付分析について報告
11月20日(木)	第3回介護保険・障がい福祉専門部会 ・計画の中間報告審議
12月2日(火)～12月8日(月)	中間報告公聴会実施
12月5日(金)～1月9日(金)	中間報告パブリックコメント実施
12月25日(木)	第2回足立区地域保健福祉推進協議会 ・第1回、第2回専門部会と同内容を報告
平成 27 年 1月30日(金)	第4回介護保険・障がい福祉専門部会 ・第6期介護保険料答申案について審議 ・本計画策定案について審議 ・公聴会等の結果について報告
2月9日(金)	第3回足立区地域保健福祉推進協議会 ・足立区地域保健福祉推進協議会から区長へ第6期介護保険料答申 ・本計画策定案について審議

(2) 計画策定への区民参加・区民への周知

① 高齢者実態調査（アンケート調査）の実施

幅広く区民の意見や意向を計画に反映させるために、平成26年2月に、一般高齢者、要支援認定者、要介護認定者、居宅介護支援事業所、介護保険サービス提供事業所を対象として、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査名	発送数	回収数	有効票	無効票	回収率
(1)一般高齢者実態調査	2,000票	1,096票	1,091票	5票	54.8%
(2)高齢者単身世帯実態調査	2,000票	1,137票	1,126票	11票	56.9%
(3)要介護認定者実態調査（要支援1・2、要介護1）	2,000票	1,022票	1,019票	3票	51.1%
(4)要介護認定者実態調査（要介護2以上）	2,000票	920票	916票	4票	46.0%
(5)日常生活圏域ニーズ調査	7,500票	4,423票	4,398票	25票	59.0%
(6)居宅介護支援事業所実態調査	213票	134票	131票	3票	62.9%
(7)介護保険在宅サービス事業所実態調査	643票	382票	370票	12票	59.4%
(8)介護保険施設実態調査	33票	22票	21票	1票	66.7%
(9)有料老人ホーム施設実態調査	29票	12票	11票	1票	41.4%
(10)サービス付き高齢者向け住宅実態調査	30票	17票	17票	0票	56.7%

② 公聴会の実施

平成26年12月に、区民に中間報告を説明するため、公聴会を実施しました。

(7) 日程・参加者等

日 時	時 間	会 場	参加者
12月2日(火)	午後7時～8時30分	保塚地域学習センター	4人
12月4日(木)	午後7時～8時30分	竹の塚地域学習センター	24人
12月5日(金)	午後2時～3時30分	鹿浜地域学習センター	16人
12月6日(土)	午後2時～3時30分	シアター1010	7人
12月8日(月)	午後2時～3時30分	綾瀬プルミエ	13人
合 計			64人

(イ) 主な意見・要望等

- ・介護保険料を値上げしないでほしい
- ・高齢者へのサービスをもっと充実してほしい
- ・施設をもっと増やしてほしい
- ・女性の地位を向上させてほしい
- ・公聴会の開催をもっと増やしてほしい

- ③ 町会・自治会に対し、12月1日から2月16日までの間に15か所での説明を実施しました。

【説明内容等】

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（中間報告）
- (2) パブリックコメントの案内（1月9日まで）
- (3) その他介護保険制度全般

④ パブリックコメント^{※1}の実施

(ア) 実施期間

平成26年12月2日（火）～平成27年1月9日（金）

(イ) 実施結果

168件（個人74件、団体6件）

(ウ) 主な意見・要望等

介護保険料について	59件
介護保険制度について	62件
施設整備について	13件
その他	34件
合 計	168件

- ・ 介護保険料を値上げしないほしい
- ・ 利用料の2割負担はやめてほしい
- ・ 予防給付の訪問と通所サービスを地域支援事業に移行するのはやめてほしい
- ・ 特養の入所用件変更はやめてほしい
- ・ 特養等の施設をもっと増やしてほしい
- ・ 区の積立金を活用してほしい
- ・ 介護職員の育成支援に力を入れてほしい

※1 パブリックコメント…行政機関が意思決定を行う際に、多様な意見を反映させるために行う手続き。

6 計画期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく3年計画として第6期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は、平成27年度（西暦2015年度）から平成29年度（西暦2017年度）までの3か年とします。

なお、本計画は、第5期計画までの取り組みを踏まえ、また第7期計画以降、平成37年度（西暦2025年度）の目指すべき姿を念頭におき、計画を策定し、推進していくものとします。

【計画の期間と見直し】

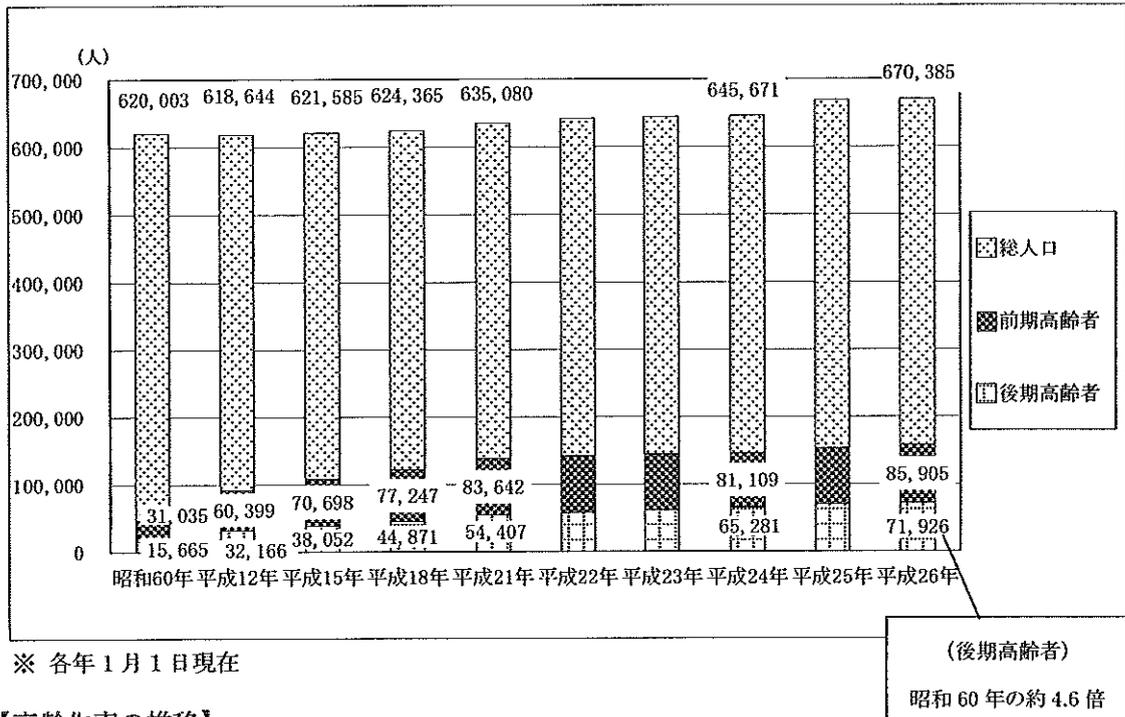
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
見直し		第5期計画								
			見直し		第6期（本計画）					
						見直し		第7期計画（予定）		

第2章 高齢者を取り巻く現状

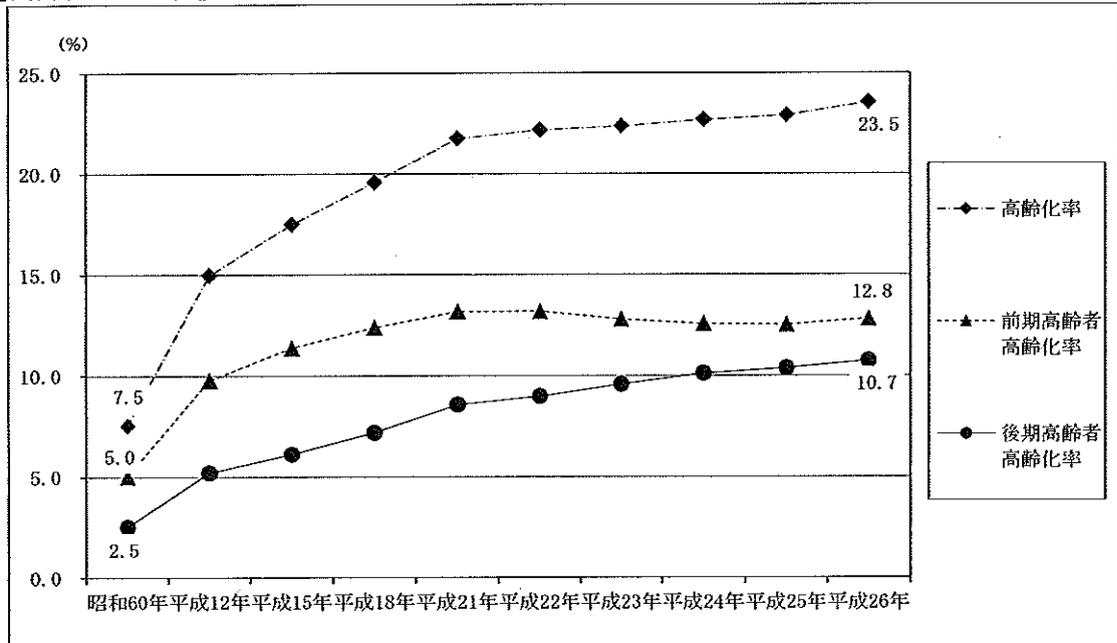
1 人口構成

(1) 人口の推移

【人口の推移】



【高齢化率の推移】



■ 第2章 高齢者を取り巻く現状 ■

【人口・高齢化率の推移】

区 分	昭和60年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年
総人口	620,003人	618,644人	621,585人	624,365人	635,080人
高齢者人口 【65歳以上】 (高齢化率)	46,700人 (7.5%)	92,565人 (15.0%)	108,750人 (17.5%)	122,118人 (19.6%)	138,049人 (21.7%)
前期高齢者 【65～74歳】 (総人口に 占める割合)	31,035人 (5.0%)	60,399人 (9.8%)	70,698人 (11.4%)	77,247人 (12.4%)	83,642人 (13.2%)
後期高齢者 【75歳以上】 (総人口に 占める割合)	15,665人 (2.5%)	32,166人 (5.2%)	38,052人 (6.1%)	44,871人 (7.2%)	54,407人 (8.5%)

※ 各年1月1日現在

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	641,888人	644,448人	645,671人	669,143人	670,385人
高齢者人口 【65歳以上】 (高齢化率)	142,299人 (22.2%)	144,074人 (22.4%)	146,390人 (22.7%)	153,232人 (22.9%)	157,831人 (23.5%)
前期高齢者 【65～74歳】 (総人口に 占める割合)	84,627人 (13.2%)	82,391人 (12.8%)	81,109人 (12.6%)	83,835人 (12.5%)	85,905人 (12.8%)
後期高齢者 【75歳以上】 (総人口に 占める割合)	57,672人 (9.0%)	61,683人 (9.6%)	65,281人 (10.1%)	69,397人 (10.4%)	71,926人 (10.7%)

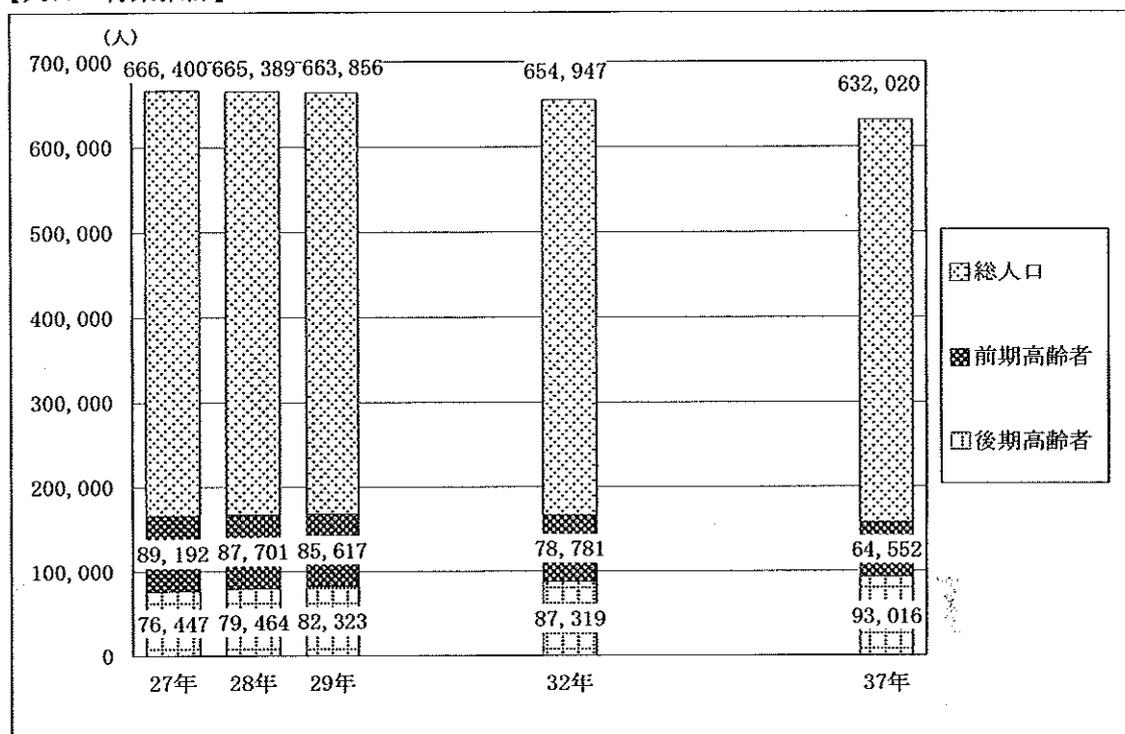
※ 各年1月1日現在

足立区の昭和60年の総人口は620,003人でしたが、平成26年には、670,385人となり、当区の総人口のピークと見込まれています。

高齢者人口では、昭和60年の人口は46,700人でしたが、平成26年には157,831人となり、約3.4倍となっています。とくに75歳以上人口の増加が顕著となっており、昭和60年の15,665人から平成26年では、71,926人となり、約4.6倍となっています。

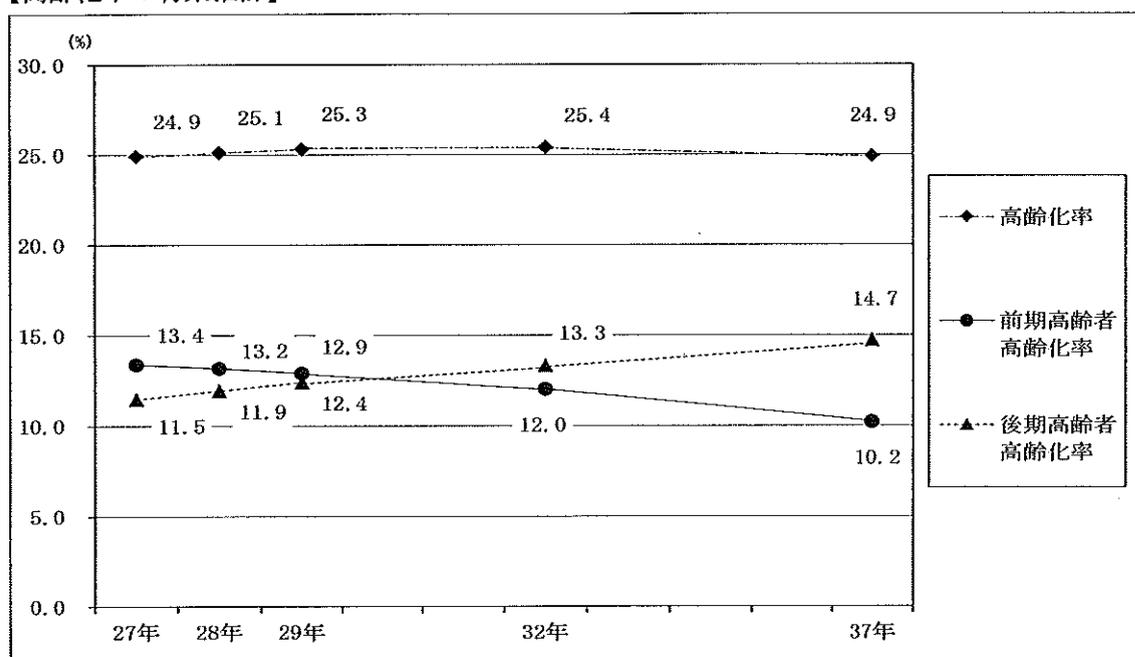
(2) 人口の将来推計

【人口の将来推計】



※ 各年10月1日現在 (足立区作成の人口推計を補正)

【高齢化率の将来推計】



※ 各年10月1日現在 (足立区作成の人口推計を補正)

■ 第2章 高齢者を取り巻く現状 ■

【人口・高齢化率の将来推計】

区 分	27年	28年	29年	32年	37年
総人口	666,400人	665,389人	663,856人	654,947人	632,020人
第1号被保険者 【65歳以上】 (高齢化率)	165,639人 (24.9%)	167,165人 (25.1%)	167,940人 (25.3%)	166,100人 (25.4%)	157,568人 (24.9%)
前期高齢者 【65～74歳】 (総人口に 占める割合)	89,192人 (13.4%)	87,701人 (13.2%)	85,617人 (12.9%)	78,781人 (12.0%)	64,552人 (10.2%)
後期高齢者 【75歳以上】 (総人口に 占める割合)	76,447人 (11.5%)	79,464人 (11.9%)	82,323人 (12.4%)	87,319人 (13.3%)	93,016人 (14.7%)

※ 各年10月1日現在

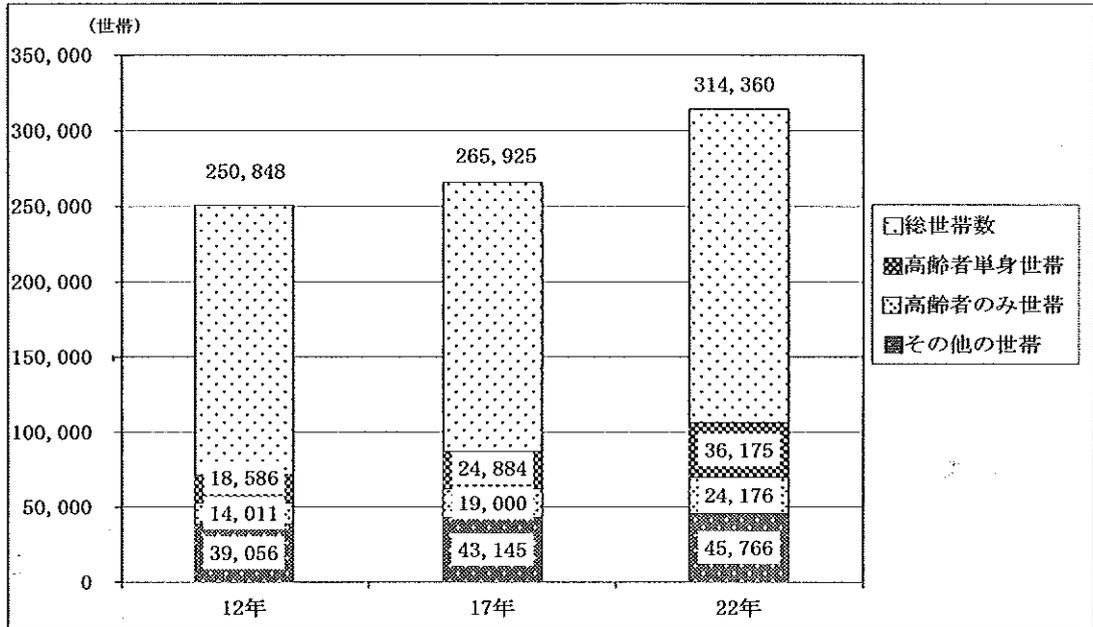
高齢者人口は、平成27年の165,639人が平成29年には167,940人に増加しますが、その後は下がり始め、平成37年には157,568人になると見込まれます。

特に後期高齢者人口は、平成27年の76,447人が平成29年には82,323人に増加し、平成30年には前期高齢者数を上回り、平成37年には93,016人に達する見込みです。

2 家族構成

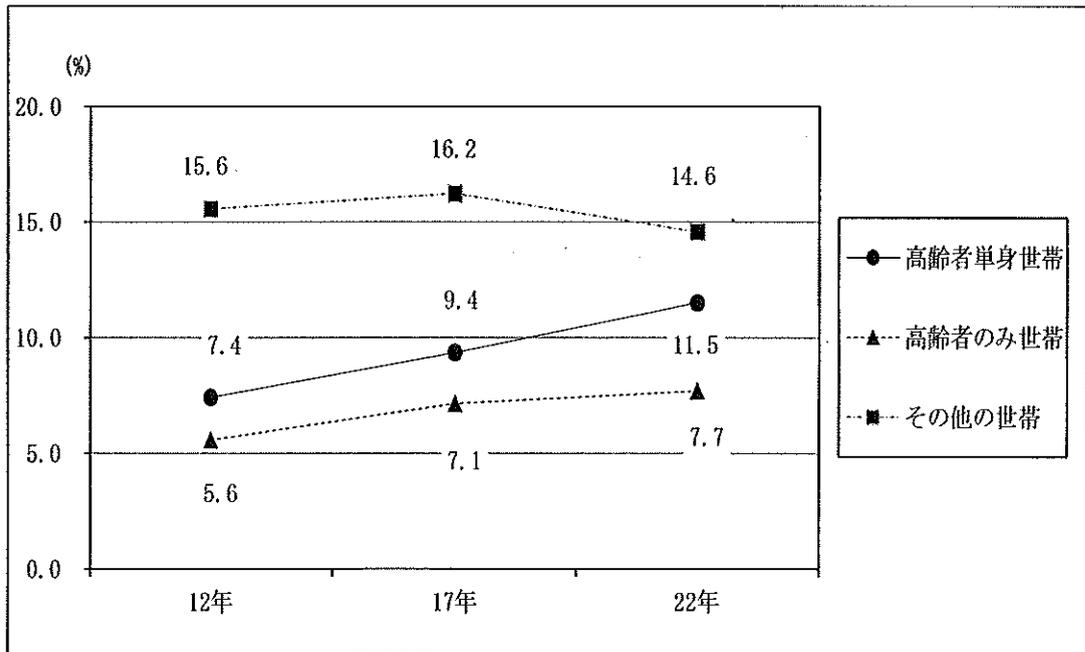
(1) 世帯数の推移

【世帯数の推移】



※ 各年10月1日現在（国勢調査）

【高齢者のいる世帯率の推移】



※ 各年10月1日現在（国勢調査）

■ 第2章 高齢者を取り巻く現状 ■

【世帯数の推移】

区 分	12年			17年			22年		
	世帯数	比率		世帯数	比率		世帯数	比率	
総世帯数	250,848 世帯	100.0%	高齢者 世帯内 比率	265,925 世帯	100.0%	高齢者 世帯内 比率	314,360 世帯	100.0%	高齢者 世帯内 比率
高齢者のい る世帯数	71,653 世帯	28.6%	100.0%	87,029 世帯	32.7%	100.0%	106,117 世帯	33.8%	100.0%
高齢者単 身世帯	18,586 世帯	7.4%	25.9%	24,884 世帯	9.4%	28.6%	36,175 世帯	11.5%	34.1%
高齢者の み世帯	14,011 世帯	5.6%	19.6%	19,000 世帯	7.1%	21.8%	24,176 世帯	7.7%	22.8%
その他の 世帯	39,056 世帯	15.6%	54.5%	43,145 世帯	16.2%	49.6%	45,766 世帯	14.6%	43.1%

※ 国勢調査/各年10月1日現在

平成12年から平成22年にかけて、区内の世帯数は250,848世帯から314,360世帯になっており、60,000世帯以上増加しています。このうち、高齢者のいる世帯は71,653世帯から106,117世帯になっており35,000世帯増加しています。

高齢者のいる世帯が全世帯数に占める割合は、平成12年の28.6%から平成22年の33.8%へと5%増加しています。高齢者のいる世帯のなかでは、高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）及び高齢者のみ世帯の伸びが顕著です。

平成22年には、高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）は全世帯の11.5%、高齢者のみ世帯は全世帯の7.7%となっており、合わせて約20%が高齢者しかいない世帯で占められています。

平成22年よりも高齢者が増加し、後期高齢者も増えていることから、現在では高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）及び高齢者のみ世帯がさらに伸びているものと推測されます。

第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

高齢者が地域で元気に 暮らし続けられるまちをめざして

前期計画（平成 24～26 年度）では、「高齢者が地域で元気に暮らし続けられるまちをめざして」を基本理念として、様々な高齢者施策に取り組んできました。本計画でも、この基本理念を引き継ぎ、更なる高齢者施策の推進に努めていきます。

区の高齢者人口は増え続けています。本計画期間中には区民の 4 人に 1 人が高齢者で構成されると推測され、さらには、団塊の世代すべてが後期高齢者となる平成 37（西暦 2025 年）年まで、後期高齢者は増え続けていくと推測されています。加えて、これまでも増加傾向にある、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増えることが推測されます。

こうした状況のもとでは、生活の基礎となる健康に留意し、元気であり続け、できる限り体力の衰えを防ぎ、いきいきと日常生活を送ることが大切です。また、介護が必要となっても尊厳を保ち自立した生活を送り、すべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるしくみづくりが求められています。

区では、区民、団体、企業等との協働を推進し、「自助・共助・公助」のバランスのとれた福祉のしくみづくりを進めています。これからも区民の皆様が豊かな長寿を実現できるよう区内連携を強化し、「高齢者が地域で元気に暮らし続けられるまち」を目指していきます。

2 地域包括ケアシステム構築に向けて

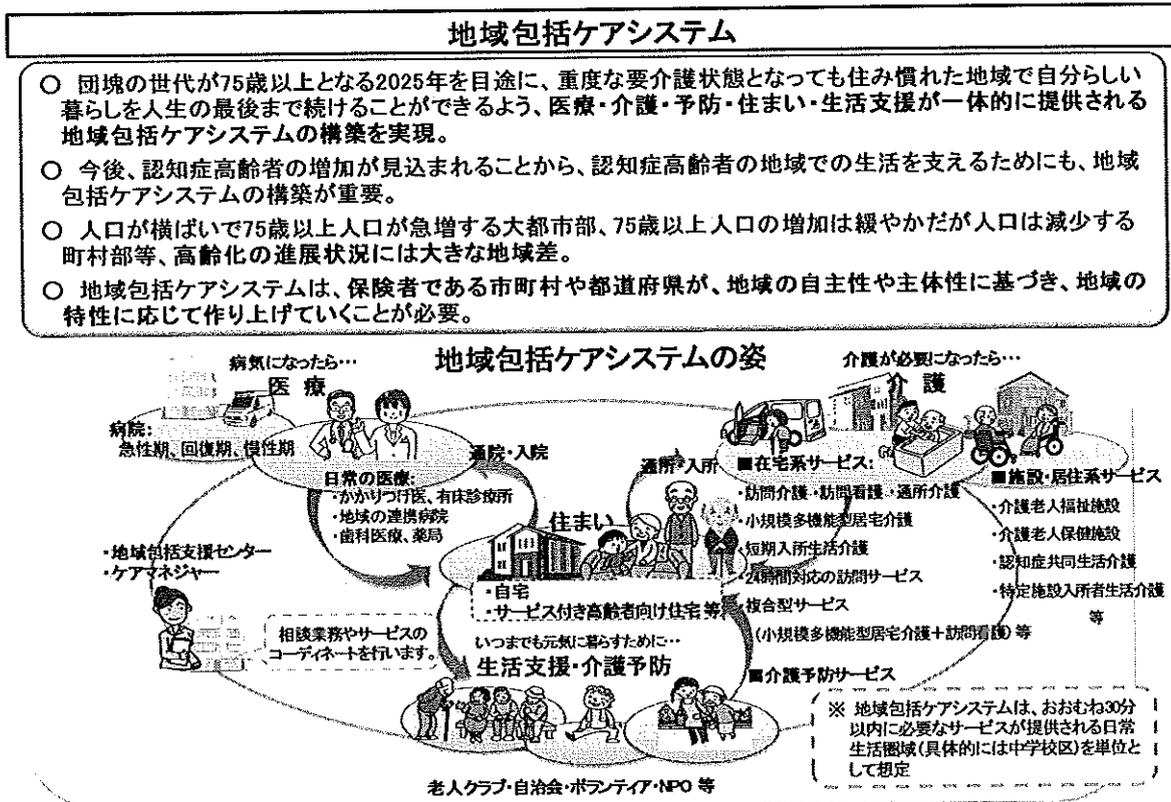
日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。

高齢者^{※1}人口は、現在 3,000 万人を超えています。高齢化率^{※2}は 25%に達し、国民の約 4 人に 1 人が高齢者となっています。足立区でも、現在 65 歳以上の高齢者数は 16 万人（高齢化率 24%）を超え、平成 28 年には 25%を超えると予想されています。

このような状況の中、団塊の世代（約 800 万人）が後期高齢者^{※3}となる平成 37（西暦 2025 年）年以降は、国民の医療や介護の需要が、一層増加していくことが見込まれています。

このため、厚生労働省は、平成 37（西暦 2025 年）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組みのことです。



※1 高齢者・・・65歳以上の方。

※2 高齢化率・・・高齢者人口の総人口に占める割合。

※3 後期高齢者・・・75歳以上の方。

3 施策の体系

本計画では、6つの施策の柱のもと、18の施策群と49の施策を体系化し、基本理念の達成を目指します。

施策の柱	施策群	施策
施策の柱1 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます	1 生涯を通じた区民の健康づくりを進めます	(1) 区民自らが健康づくりを進めるしくみをつくります
		(2) 生活習慣病を予防できるしくみをつくります
		(3) 保健・医療情報を整備・提供します
	2 介護予防を進めます	(1) 高齢者の介護予防を支援します
		(2) 自ら介護予防を行う活動を支援します
	3 高齢者の社会参加を進めます	(1) 社会活動への参加を支援します
(2) 生涯学習を進めます		
(3) 生涯スポーツ活動を進めます		
(4) 就労を支援します		
施策の柱2 介護保険サービスを適切に提供します	1 介護保険施設の整備を拡充します	(1) 入所・居住系施設を整えます
		(2) 地域密着型サービス施設を整えます
2 介護保険サービスを供給します	(1) 介護保険サービスを供給します	
	(2) 地域密着型サービス事業者を支援します	
	(3) 特別養護老人ホーム入所を調整します	
施策の柱3 高齢者の在宅生活を支援します	1 日常生活を支援します	(1) 日常生活に必要なサービスを提供します
		(2) 民間事業者等のサービス提供を支援します
	2 高齢者向け住宅の確保を進めます	(1) 公共住宅を整備します
		(2) 民間賃貸住宅を提供します
		(3) 住宅改修を支援します
	3 高齢者対応型のまちづくりを進めます	(1) 総合的なまちづくりをします
		(2) 公共的建築物を整えます
		(3) 生活環境を整えます
		(4) 公共交通機関を整えます
	4 認知症高齢者の支援を進めます	(1) 認知症の早期対応を進めます
		(2) 認知症の正しい知識の普及啓発を図ります
	5 介護者の支援を進めます	(1) 家族会等の活動を支援します
(2) 介護者のメンタルヘルスの維持を支援します		
6 在宅医療・介護の連携を進めます	(1) 居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の連携を図ります	

施策の柱	施策群	施策
施策の柱4 高齢者の権利を守るしくみを充実します	1 高齢者の権利を守るしくみを充実します	(1) 高齢期への準備（老い支度）を支援します
		(2) 成年後見制度の普及・支援を図ります
		(3) 高齢者虐待への対応と防止を進めます
		(4) 悪質な商法や詐欺等による消費者被害の防止を進めます
施策の柱5 福祉サービスの質を高めていきます	1 福祉サービスの質の確保と向上を目指します	(1) 第三者評価を進めます
		(2) 苦情などの解決を行います
		(3) 介護保険事業者等との協働を進めます
	2 人材の確保と育成を進めます	(1) 人材の確保と育成を進めます
施策の柱6 地域で支えあうしくみを充実します	1 情報提供と相談の体制を整えます	(1) 情報提供を進めます
		(2) 相談機能を高めます
		(3) 各種サービスをコーディネートします
		(4) 地域の介護支援専門員等を支援します
	2 地域の包括支援体制を整えます	(1) 地域包括支援センターの機能を充実します
		(2) 関係機関・団体との連携を強化します
	3 地域の支えあい活動を広めます	(1) 区民の支えあい活動を充実していきます
		(2) 高齢者の見守り活動を推進します
		(3) ひとり暮らし高齢者の孤立を防いでいきます
		(4) 災害時要援護者の避難支援を充実していきます
		(5) 保健福祉教育を進めます
	4 幅広いボランティア・NPO活動を支援します	(1) ボランティア・NPOを育成します
(2) ボランティア・NPO活動を支援します		

4 施策の柱

基本理念である「高齢者が地域で元気に暮らし続けられるまちをめざして」を実現していくために以下の施策を進めます。

施策の柱

- 1 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます
- 2 介護保険サービスを適切に提供します
- 3 高齢者の在宅生活を支援します
- 4 高齢者の権利を守るしくみを充実します
- 5 福祉サービスの質を高めていきます
- 6 地域で支えあうしくみを充実します

施策の柱1 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます

高齢者の多くが健康であり続けたい望んでいます。いつまでも元気であるために、また、要支援・要介護状態に陥らないために、適切な保健医療サービスや介護予防サービスを提供します。

高齢者が地域でいきいきと生活ができるよう、また、増加傾向にあるひとり暮らし高齢者が閉じこもりがちになるのを防ぎ、社会との交流が図れるよう、高齢者の知識や経験を活かした地域活動や生涯学習、スポーツ活動などを支援し、社会参加を促進していきます。

施策群	施策	掲載
1 生涯を通じた区民の健康づくりを進めます	(1) 区民自らが健康づくりを進めるしくみをつくります	22ページ
	(2) 生活習慣病を予防できるしくみをつくります	23ページ
	(3) 保健・医療情報を整備・提供します	25ページ
2 介護予防を進めます	(1) 高齢者の介護予防を支援します	26ページ
	(2) 自ら介護予防を行う活動を支援します	27ページ
3 高齢者の社会参加を進めます	(1) 社会活動への参加を支援します	29ページ
	(2) 生涯学習を進めます	30ページ
	(3) 生涯スポーツ活動を進めます	30ページ
	(4) 就労を支援します	32ページ

施策の柱2 介護保険サービスを適切に提供します

高齢者の多くは、介護が必要となった場合、主に介護サービスを利用しながら、住み慣れた自宅で暮らしたいと考えています。医療と介護との連携を図りつつ、要支援・要介護者の一人ひとりの状態に対応した多様なサービスを提供して在宅生活を支えます。

在宅での生活が困難な方のためには、入所型施設の整備を進め、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれたサービス環境を整えていきます。

施策群	施策	掲載
1 介護保険施設の整備を拡充します	(1) 入所・居住系施設を整えます	33ページ
	(2) 地域密着型サービス施設を整えます	33ページ
2 介護保険サービスを供給します	(1) 介護保険サービスを供給します	33ページ
	(2) 地域密着型サービス事業者を支援します	34ページ
	(3) 特別養護老人ホーム入所を調整します	34ページ

施策の柱3 高齢者の在宅生活を支援します

加齢とともに、さまざまな生活上の支障が生じていくことがあります。また、ひとり暮らし、高齢者のみ世帯や認知症高齢者に対する支援は、特に必要度が増してきています。尊厳を保ちながら自宅で安心して生活を送ることができるよう、日常生活に必要な各種支援策を、介護保険と高齢者福祉サービスの連携をとりながら、区民や民間事業者とともに支援していきます。

また、在宅での生活には、医療と介護の連携が不可欠です。認知症高齢者への対応や在宅療養等さらに充実させていきます。

施策群	施策	掲載
1 日常生活を支援します	(1) 日常生活に必要なサービスを提供します	36ページ
	(2) 民間事業者等のサービス提供を支援します	38ページ
2 高齢者向け住宅の確保を進めます	(1) 公共住宅を整備します	39ページ
	(2) 民間賃貸住宅を提供します	40ページ
	(3) 住宅改修を支援します	41ページ
3 高齢者対応型のまちづくりを進めます	(1) 総合的なまちづくりをします	42ページ
	(2) 公共的建築物を整えます	43ページ
	(3) 生活環境を整えます	44ページ
	(4) 公共交通機関を整えます	45ページ
4 認知症高齢者の支援を進めます	(1) 認知症の早期対応を進めます	46ページ
	(2) 認知症の正しい知識の普及啓発を図ります	47ページ
5 介護者の支援を進めます	(1) 家族会等の活動を支援します	48ページ
	(2) 介護者のメンタルヘルスの維持を支援します	49ページ
6 在宅医療・介護の連携を進めます	(1) 居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の連携を図ります	50ページ

施策の柱4 高齢者の権利を守るしくみを充実します

団塊の世代が高齢者に加わり、多くの区民が老いに直面しています。安心して高齢期を迎えることができるよう、老い支度の支援を進めていきます。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加傾向にあり、権利擁護の必要性が増してきています。成年後見制度支援事業や福祉サービス利用援助事業を効果的に連携させ、意思能力が不十分な方に対する支援を行います。

さらには、高齢者の虐待や消費者被害・犯罪被害への対応も進めていきます。

施策群	施策	掲載
1 高齢者の権利を守るしくみを充実します	(1) 高齢期への準備（老い支度）を支援します	53ページ
	(2) 成年後見制度の普及・支援を図ります	54ページ
	(3) 高齢者虐待への対応と防止を進めます	55ページ
	(4) 悪質な商法や詐欺等による消費者被害の防止を進めます	57ページ

施策の柱5 福祉サービスの質を高めていきます

各事業者がサービスの質の向上をはかり、よりよいサービス提供を安定的に行うこと、また利用者が自分に適した質の高いサービスを選択できることがとても重要です。そのため、区は、福祉サービス第三者評価の受審を支援します。

また、誰もが安心して福祉サービスを利用できるよう、サービスに対する不満等を相談できる窓口を設置し、苦情に適切かつ迅速に対応していきます。

施策群	施策	掲載
1 福祉サービスの質の確保と向上を目指します	(1) 第三者評価を進めます	58ページ
	(2) 苦情などの解決を行います	59ページ
	(3) 介護保険事業者等との協働を進めます	59ページ
2 人材の確保と育成を進めます	(1) 人材の確保と育成を進めます	60ページ

施策の柱6 地域で支えあうしくみを充実します

核家族化、世代を問わず単身世帯が増加するなど、ライフスタイルの変化は、地域のつながりを弱め、高齢者が孤立するなど様々な課題を引き起こす要因となっています。区では「孤立ゼロプロジェクト～絆のあんしんネットワーク～」でいつまでも安心して住み続けられるまちを目指しています。

高齢者の見守りについては、町会・自治会、民生・児童委員、絆のあんしん協力員、絆のあんしん協力機関が連携し、地域包括支援センターを中心に行っていきます。

また、地域包括ケアの推進役である地域包括支援センターの機能を充実するとともに身近な地域で、お互いを支えあうしくみを充実します。

元気な高齢者が支えあいの担い手としても期待されています。地域活動やボランティア・NPO活動等への参加を支援していきます。

施策群	施策	掲載
1 情報提供と相談の体制を整えます	(1) 情報提供を進めます	64ページ
	(2) 相談機能を高めます	65ページ
	(3) 各種サービスをコーディネートします	66ページ
	(4) 地域の介護支援専門員等を支援します	67ページ
2 地域の包括支援体制を整えます	(1) 地域包括支援センターの機能を充実します	68ページ
	(2) 関係機関・団体との連携を強化します	69ページ
3 地域の支えあい活動を広めます	(1) 区民の支えあい活動を充実していきます	70ページ
	(2) 高齢者の見守り活動を推進します	71ページ
	(3) ひとり暮らし高齢者の孤立を防いでいきます	72ページ
	(4) 災害時要援護者の避難支援を充実していきます	73ページ
	(5) 保健福祉教育を進めます	74ページ
4 幅広いボランティア・NPO活動を支援します	(1) ボランティア・NPOを育成します	75ページ
	(2) ボランティア・NPO活動を支援します	76ページ

第4章 高齢者保健福祉計画

施策の柱1 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます

高齢者の多くができる限り健康であり続けたいと望んでいます。高齢者実態調査全体では、90歳以上まで健康ですごしたいと回答した人が3割を超え、一番多くなっています。また、一般高齢者の調査では、約95%の人が普段健康のために気をつけていることがあると回答しています。栄養バランスなどの食事面や日頃から体を動かす等何らかの方法で健康に気をつけていることがうかがえます。

いつまでも元気であるために、また、要支援・要介護状態に陥らないために、身近なところでできる介護予防サービスの提供や自主活動への支援を行います。

また、増加傾向にあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の人が家に閉じこもるなど、孤立することを防ぎ、社会との交流を維持できるよう支援します。

高齢者の知識や経験を活かした地域活動や生涯学習、スポーツ活動などを支援し、高齢者の趣味や生きがいをづくり、社会参加を促進していきます。

★重点課題

(1) 介護予防事業の推進

① 高齢者の「健康寿命」を延ばすため、健康の保持・増進を図る事業等を一層充実するとともに、「健康あだち21(第二次)行動計画」に基づく区民運動を広げていきます。

② 本計画中に実施する介護予防・日常生活支援総合事業を視野に入れ、高齢者へのバランスのとれたアプローチを行い、要介護状態になることを予防するための支援などを必要とする高齢者に対して、サービスの提供を含めた適切な介護予防を推進します。

(2) 高齢者の社会参加の推進 ◎新規

高齢者が生涯にわたって学習や文化・スポーツ活動ができるよう、多様な学習機会と活動の場を提供していきます。

1 生涯を通じた区民の健康づくりを進めます

(1) 区民自らが健康づくりをできるしくみをつくりま

区では「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を目標に、「足立区に住んでいれば自ずと健康になれる」環境づくりを進めています。

特に、区民に罹患者の多い糖尿病対策に重点を置き、野菜から食べるベジタベライフの推進など健康無関心層であっても健康になれるような施策を展開します。地域において健康づくりを進める「健康づくり推進員」や「自主グループ」と共に取り組み、区民の健康長寿を実現します。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	あだちベジタベライフの定着（ベジタベライフ協力店数）	区民や業者等と区の協働により、「あだちベジタベライフ」を地域に定着させ、質、内容の充実を進めます。	580店	600店	600店	600店	こころとからだの健康づくり課 保健総合センター (※)
2	健康づくり推進員の育成・支援	地域健康づくり活動を支援するため、健康づくり推進員をより効果的な活動内容に絞り、育成・支援します。	295人	300人	300人	300人	こころとからだの健康づくり課 保健総合センター (※)
3	自主グループの育成・支援	様々な分野で健康づくりについて自主的に活動する区民のグループを育成・支援する。	330 グループ	300 グループ	300 グループ	300 グループ	こころとからだの健康づくり課 保健総合センター (※)
4	地域保健福祉推進協議会の開催	区民代表や学識経験者により区の保健衛生、福祉行政に関する課題を協議する会議を開催します。	4回	3回	3回	4回	福祉管理課 介護保険課 子ども家庭課 衛生管理課

※中央本町保健総合センターは、平成27年4月から中央本町地域・保健総合支援課に名称が変更となります。その他の保健総合センターは変更ありません。

(2) 生活習慣病を予防できるしくみをつくります

生活習慣病は、喫煙・飲酒・食生活などの長い期間の生活習慣に起因するものが多く、その改善によることで予防が可能です。さらに生活習慣病から要支援・要介護認定者になることも多くなっており、予防がより重要となっています。

そこで、特定健診・後期高齢者医療健診を始めとした検診等の受診率の向上を図るとともに、結果に基づく予防などの支援を推進していきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	特定健康診査・特定保健指導	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。また、特定健康診査の結果を階層化してレベルに合わせた特定保健指導を行います。	50%	53%	57%	60%	保健予防課 国民健康保険課
2	後期高齢者医療健康診査	高齢者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進を目的とした後期高齢者医療健康診査を実施します。	受診率 55%	55%	未定	未定	保健予防課 高齢医療・年金課
3	胃がんハイリスク検診	ペプシノゲン法(PG法)検査とピロリ菌抗体検査を区内指定医療機関で行います。	7,000 人	11,100 人	11,100 人	11,100 人	保健予防課
4	大腸がん検診	便潜血反応検査を区内指定医療機関で行います。	21,200 人	23,000 人	23,000 人	23,000 人	保健予防課
5	乳がん検診	マンモグラフィ(乳房X線撮影)と視触診を併用した検診を区内指定医療機関で行います。	12,100 人	13,000 人	13,000 人	13,000 人	保健予防課

■ 第4章 高齢者保険福祉計画 施策の柱1 ■

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
6	子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診による検診を区内指定医療機関で行います。	18,500 人	20,250 人	20,250 人	20,250 人	保健予防課
7	肺がん検診	胸部X線検査と喀痰検査を区内指定医療機関で行います。	1,300 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人	保健予防課
8	前立腺がん検診	PSA検査による検診を区内指定医療機関で行います。	430 人	500 人	500 人	500 人	保健予防課
9	上乘せ項目健診	特定健診・後期高齢者医療健診時に、「胸部X線検査、腎機能検査」を任意で行います。	99,000 人	105,000 人	105,000 人	105,000 人	保健予防課
10	健康増進健診	特定健診・後期高齢者医療健診の対象とならない生活保護受給中の方などに特定健診と同等の健診を行います。	610 人	700 人	700 人	700 人	保健予防課
11	成人歯科健診	歯周病を中心とした健診を区内指定医療機関で行います。	3,900 人	4,900 人	4,900 人	4,900 人	保健予防課
12	生活習慣病予防の年代別栄養改善の推進	健康的な食習慣の形成と生活習慣病予防のための栄養改善を、乳幼児から高齢者にいたるまで、ライフステージに応じて推進していきます。	127回	135回	140回	140回	こころとからだの健康づくり課 保健総合センター (※)
13	高齢者インフルエンザワクチン予防接種	高齢者インフルエンザワクチン予防接種を希望する方に、接種費用の一部を助成します。	接種率 45%	46%	47%	48%	保健予防課
14	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を希望する、接種対象年齢の方に、接種費用の一部を助成します。(接種済者を除く)	接種率 23%	27%	31%	35%	保健予防課

※中央本町保健総合センターは、平成27年4月から中央本町地域・保健総合支援課に名称が変更となります。その他の保健総合センターは変更ありません。

(3) 保健・医療情報を整備・提供します

ますます多様化、個別化する区民の保健・医療ニーズに応えるためには、地域の保健・医療情報を的確に提供するしくみが必要です。

そのため、保健衛生システム等による健康管理や生活環境に関する情報の分析を行うとともに、国や都からの情報及びインターネットを利用して保健衛生情報の収集・分析を行い、これらの情報を区民の健康づくりのために積極的に提供していきます。また、区民からの医療に関する相談や苦情に応じます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	保健衛生に関する情報の収集・提供	国・東京都をはじめとした、各種保健・医療機関との連携により最新情報の収集を行い、得られた情報・知識・経験などを地域活動や区民への情報提供素材として充実させます。	随時	随時	随時	随時	衛生管理課 足立保健所
2	地域健康状況解析	保健衛生システム・厚生行政総合情報システム等を活用し、健康管理情報の提供や各種衛生統計資料の作成を行います。	13種類	15種類	15種類	15種類	衛生管理課
3	医療安全相談	区民からの、区内の医療関係施設や薬局等に関する苦情や相談を受けています。	700件	700件	700件	700件	生活衛生課

2 介護予防を進めます

(1) 高齢者の介護予防を支援します

日常生活動作（ADL）は比較的良好で外出が可能であるにもかかわらず、身体が虚弱であるなどの理由から行動が消極的になり、閉じこもりになる方が少なくありません。その結果、さらに足腰が弱くなるなど介護が必要な状態になりやすい状況になってしまいます。

このような状態に陥らないよう、介護予防教室等を開催し、必要な方には介護予防プラン作成や家庭訪問を行うことなどを通じて、健康増進と介護予防を図ります。

また、法改正に伴う新たな生活支援・介護予防サービスを充実させ、高齢者の社会参加を進めます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	介護予防リーダーの育成 <新規>	地域の介護予防を目的とした取り組みをしているグループの活動を担うリーダーを育成します。	検討	20人	25人	30人	高齢サービス課
2	保健師等による訪問指導事業	電話や面接による相談に対応し、必要に応じて保健師が家庭訪問を行います。また、関係機関と連携をはかることにより、効果的な相談、支援体制を構築します。	350件	350件	300件	300件	保健総合センター (※)
3	地域包括支援センター一般介護予防教室事業	介護予防の啓発や介護予防の地域づくりのために、地域包括支援センターが介護予防教室を開催します。	900人	900人	900人	900人	高齢サービス課
6	らくらく教室 (通所型)	要介護状態になる可能性の高い方に対し、運動機能向上や口腔機能の向上、栄養改善を組み合わせた教室を開催します。	1,400人	1,500人	1,500人	1,500人	高齢サービス課

※中央本町保健総合センターは、平成27年4月から中央本町地域・保健総合支援課に名称が変更となります。その他の保健総合センターは変更ありません。

(2) 自ら介護予防を行う活動を支援します

高齢者が健康で生きがいを持って毎日を過ごせるよう、健康づくりや介護予防事業を積極的に推進するとともに、地域における生きがいづくりや社会参加を支援します。

そのため、自主的活動への支援を行うとともに、健康づくり自主グループの育成を進めていきます。さらに、身近な施設に定期的に集まり活動する場を提供することを通じて、健康増進・閉じこもり予防を支援していきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	自主グループの育成 <新規>	社会参加促進のための高齢者の自主的な健康づくりグループを育成します。	—	50 グループ	55 グループ	60 グループ	高齢サービス課
2	高齢者入浴事業 (ゆ〜ゆ〜湯入浴事業)	4月1日現在、70歳以上の高齢者に対し、毎月第二・第三・第四週のうち、各1回350円引きで入浴できる「ゆ〜ゆ〜湯入浴証」を発行します。	410,000 人	419,000 人	428,000 人	437,000 人	高齢サービス課
3	はつらつ教室 (通所型)	屋内で気軽に介護予防に取り組めるよう、運動機能向上や閉じこもり予防を目的とした教室を開催します。	3,200 人	6,800 人	6,800 人	6,800 人	高齢サービス課
4	パークで筋トレ	公園や遊歩道を活用し、ストレッチや筋力トレーニング、ウォーキング等、気軽に参加でき、参加者が自主的に継続していけることを目標に事業を開催します。	10,250 人	11,700 人	13,150 人	14,600 人	スポーツ振興課
5	ウォーキング教室	公園施設や遊歩道等を活用し、安全で気軽にウォーキングを楽しみながら、自主的に実践していくことを目的に開催します。	750 人	800 人	850 人	900 人	スポーツ振興課
6	地域ミニデイサービス (ふれあい遊湯う) 事業	銭湯を会場としたミニデイサービス、健康チェックや趣味いきがい活動を実施して、介護予防と閉じこもりを防止します。	454 回	460 回	460 回	460 回	高齢サービス課

■ 第4章 高齢者保険福祉計画 施策の柱1 ■

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
6	高齢者ボランティア（元気応援ポイント）	ボランティア登録をした高齢者が元気応援ポイント事業受入施設等で指定されたボランティア活動を行い、活動実績に応じて事業活動交付金を交付します。	登録者数 1,785人	1,800人	1,900人	2,000人	介護保険課
7	悠々会館健康体操事業	悠々会館を利用し、運動経験の少ない高齢者を対象とした健康体操教室を実施します（30人×8回の教室を年2回実施）。	参加者数 480人	480人	480人	480人	住区推進課

3 高齢者の社会参加を進めます

(1) 社会活動への参加を支援します

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加するなか、高齢者の孤立防止と生きがいや健康づくり活動を支援し、社会参加の機会を広げることにより地域で支えるしくみづくりを進めます。

社会活動への参加を促進するために、老人クラブへの支援や、住区センター（悠々館）などで実施する事業の支援を行います。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	老人クラブ指導助成事業	老人クラブが地域の社会活動の担い手となるよう支援します。	177クラブ*	177クラブ*	177クラブ*	177クラブ*	高齢サービス課
2	敬老祝い事業	88歳(米寿)、99歳(白寿)を迎える方に記念品を贈呈します。	2,303人	2,300人	2,400人	2,500人	高齢サービス課
3	住区センター(悠々館)等の運営	高齢者が憩える場を提供し、住区センター(悠々館)などの、60歳以上の区民1人あたりの年間利用回数を増やしていきます。	4.2回/人	4.3回/人	4.4回/人	4.5回/人	住区推進課

(2) 生涯学習を進めます

高齢者に多様な生涯学習の場を提供することを通じて、生きがいづくりの促進や交流の場の提供に努めます。そのため、学習情報や機会を提供するとともに、学習会や講座などへの各種支援を行います。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	学習情報・機会の提供事業	インターネットを活用し、学習機会や指導者情報、サークルに関する情報を提供するとともに、電話等による学習相談にも対応しています。また高齢者が利用しやすい学習機会を提供します。	5,598 講座 (※)	4,500 講座	4,500 講座	4,500 講座	地域文化課
2	学び応援隊事業	地域の学習会や学校の授業に、無償で講師を派遣します。	160件 (※)	150件	150件	150件	地域文化課
3	あだち区民大学塾の支援事業	区民を対象に、区民講師を中心とした学習講座を区民の学習支援ボランティアが企画運営する協働型学習事業です。	15事業 (※)	15事業	15事業	15事業	地域文化課
4	生涯学習ボランティア活動の推進事業	高齢者の生涯学習分野の地域活動を促進するため、ボランティア養成講座の実施、活動の場、機会の提供等の支援を行います。	300人 (※)	330人	330人	330人	地域文化課
5	地域学習センター登録団体による出張講座・発表支援事業	地域学習センターで活動している登録団体が高齢者施設等で講座・発表を行うことで、日頃の学びの成果を地域に還元します。	129回	140回	140回	140回	地域文化課
6	生きがい奨励金支給事業	生涯を通じた社会参加と人生を充実させる一助として、70歳以上で申出のあった方に対して、3,000円分の区内共通商品券をお渡しします。	119,079 人	120,000 人	120,000 人	120,000 人	地域文化課

※高齢者を含めた区民全体を対象とした件数です。

(3) 生涯スポーツ活動を進めます

高齢者に多様な運動・スポーツ、交流の場を提供し、生きがいつくり、健康づくりの促進とともに自主的な活動を支援していきます。

事業 番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	高齢者の健康体力づくり活動の機会提供事業	総合型地域クラブによる高齢者を対象とした事業を開催します。	25事業	30事業	35事業	35事業	スポーツ振興課
2	学校施設の地域開放事業	学校施設を地域住民に開放し、高齢者の運動・スポーツ、文化活動の日常化を推進します。	60団体	65団体	70団体	70団体	スポーツ振興課
3	スポーツ推進委員会による事業	高齢者を中心に体力測定を実施し(スポーツカーニバル)運動・スポーツを始めるきっかけづくりに発展させていきます。	350人	450人	500人	500人	スポーツ振興課
4	スポーツ施設高齢者対象事業	高齢者を対象とした健康体力づくり事業を開催していきます。	140事業	140事業	140事業	140事業	スポーツ振興課
5	体育協会による活動支援事業	体育協会加盟団体の高齢者の継続的な運動・スポーツ活動に対して支援していきます。(高齢者登録数)	30,000人	30,000人	30,000人	30,000人	スポーツ振興課

(4) 就労を支援します

急速な高齢化が進むなかで、高齢者の就労意欲が高まってきています。就労の場を提供することを通じて、生きがいつくりの促進や社会参加の場の提供に努めます。そのため、就労相談や就労機会の提供、起業の支援を行います。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	シルバー人材センター助成事務	シルバー人材センターを支援し、高齢者就業機会の拡充を図っていきます。	3,900人	4,100人	4,100人	4,100人	就労支援課
2	就労相談室の就労相談	東京芸術センター8階の就労相談室では、内職、シルバー人材センターの案内、中高年の就労相談を行っています。	1,400件	1,500件	1,500件	1,500件	就労支援課
3	起業家育成事業	起業を志す方を対象とした連続セミナーを開催します。	50人	60人	60人	60人	中小企業支援課
4	青井授産場の管理運営事業	高齢者及び生計が困難な方に、設備と仕事を提供します。	26人	30人	30人	30人	高齢サービス課

施策の柱2 介護保険サービスを適切に提供します

高齢化の進展に伴い、後期高齢者や単身世帯、認知症の高齢者が増加することが見込まれています。足立区においても、平成30年頃に後期高齢者の人数が前期高齢者の人数を上回ると推測され、介護を必要とする方の増加が見込まれています。

こうした中、要介護状態になっても、尊厳を保ちながら自立した生活を安心して送ることができるよう、介護保険サービスを提供していく必要があります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするために、「小規模多機能型居宅介護」や24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などの地域密着型サービスを整備していきます。

また、在宅での生活が困難な方のために、「特別養護老人ホーム」や「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」についても、計画的に整備していきます。

★重点課題

(1) 施設整備の推進

在宅介護では生活の継続が困難な人に対応するため、施設整備を進めます。整備にあたっては、単身高齢者、高齢者のみ世帯の増加や制度改正による入所対象者の変更、75歳以上高齢者の伸び率等を考慮し、計画的に進めていきます。

1 介護保険施設の整備を拡充します

(1) 入所・居住系施設を整えます

介護保険施設計画については、第5章 介護保険事業計画（93ページ）をご覧ください。

(2) 地域密着型サービス施設を整えます

地域密着型サービス施設計画については、第5章 介護保険事業計画（91ページ）をご覧ください。

2 介護保険サービスを供給します

(1) 介護保険サービスを供給します

介護保険サービスについては、第5章 介護保険事業計画（94ページ以下）をご覧ください。

(2) 地域密着型サービス事業者を支援します

認知症高齢者グループホーム等の連絡会を開催し、事業者と情報交換・意見交換を行っています。また、事業者と協力し、利用者向けのガイドブックを作成しています。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	認知症高齢者グループホーム連絡協議会の実施 <新規>	事業者との意見交換・連絡調整をしています。	10回	6回	6回	6回	介護保険課
2	小規模多機能サービス連絡会の実施 <新規>	事業者との意見交換・連絡調整をしています。	6回	6回	6回	6回	介護保険課
3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会の実施 <新規>	事業者との意見交換・連絡調整をしています。	4回	4回	4回	4回	介護保険課
4	地域密着型サービス事業者ガイドブックの配布 <新規>	利用者が事業者を選ぶ際に参考にしてもらうための情報提供ガイドブックを配布します。	50部	50部	50部	50部	介護保険課

(3) 特別養護老人ホーム入所を調整します

足立区では「足立区特別養護老人ホーム入所調整運営要綱」に基づき、特別養護老人ホーム入所検討委員会を設置し、公平かつ適切な入所ができるよう調整しています。

なお、今期から、特別養護老人ホームに入所できるのは原則として要介護3～5の方に限られ、要介護1・2の方は一定の要件のもとに入所が認められることとなりました。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	特別養護老人ホーム入所検討委員会の運営	特別養護老人ホーム入居申込者について、入所の優先順位を決定します。	5回	5回	5回	5回	高齢サービス課

施策の柱3 高齢者の在宅生活を支援します

高齢者実態調査全体で約6割の方が、介護が必要となっても自宅で生活がしたいと回答しています。

しかしながら、今後増加が見込まれる単身高齢者に限ると、5割弱となっています。住み慣れた自宅で生活を続けたいと思っても、介護が必要となった場合、ひとり暮らしでの不安はより大きいものとして考えられていると思われます。

高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（西暦2025年）年には、後期高齢者は9万3千人を超えると推計され、地域で支える地域包括ケアシステムのしくみづくりを推進しなければなりません。

より多くの方が、住み慣れた地域での自立した生活が安心してできるよう、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスと日常生活支援サービスの連携を図り、在宅生活を支援していきます。

また、今後増えると推測される認知症対策にも力を入れ、認知症の人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

★重点課題

(1) 医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯続けられるように、また、在宅医療と介護サービスを一体的に提供していくために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの連携を推進していきます。

(2) 認知症の人と家族に対する支援

認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるように、認知症の人に行動・心理症状（BPSD）が発生してからの事後的な対応から早期・事前的な対応に、認知症ケアの流れを変化させていきます。

(3) 高齢者見守りネットワークの推進

町会・自治会や各種団体との連携を深め、高齢者が安心して地域で生活ができるよう、「絆のあんしんネットワーク」の強化を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした高齢者への見守り活動も推進していきます。

1 日常生活を支援します

(1) 日常生活に必要なサービスを提供します

区では、介護保険サービス以外でも高齢者の日常生活を支援するため、緊急通報システムの設置や住宅改修、シルバーカーなどの日常生活用具や紙おむつの支給等のサービスを提供しています。

また、高齢者宅で掃除などのお手伝いをボランティアが行う社会福祉協議会の事業を支援します。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	高齢者日常生活用具給付事業	ねたきりやひとり暮らしの高齢者に日常生活用具(シルバーカー、電磁調理器など)を給付します	1,100件	1,150件	1,200件	1,250件	高齢サービス課
2	高齢者住宅改修給付(予防給付)	日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成します。	70件	75件	80件	85件	高齢サービス課
3	高齢者住宅改修給付(設備改修)	日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。	222件	230件	240件	250件	高齢サービス課
4	高齢者寝具乾燥消毒事業	ねたきり高齢者等の寝具消毒乾燥を実施します。	100人	105人	110人	115人	高齢サービス課
5	紙おむつの支給事業	ねたきり高齢者に紙おむつ等を支給します。	1,200人	1,300人	1,400人	1,500人	高齢サービス課
6	救急医療情報キット支給事業	健康に不安のある高齢者又は障がいの手帳をお持ちの方に医療情報を記入し冷蔵庫に保管するキットを支給します。	600人	550人	500人	500人	高齢サービス課
7	緊急通報システムの設置事業	緊急時にペンダント式のボタンを押すと民間事業者・消防署(119番)に通報する装置を給付します。	1,170人	1,270人	1,370人	1,470人	高齢サービス課
8	高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者の安否の確認、相談連絡、孤独感の解消をはかるため福祉電話を設置し、基本料金の助成を行います。	貸与 20台 料金助成 20人	18台 18人	16台 16人	14台 14人	高齢サービス課

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
9	高齢者訪問理美容サービス事業	ねたきりの高齢者に理髪・美容訪問サービスを提供します。	理容 620人 美容 320人	630人 330人	640人 340人	650人 350人	高齢サービス課
10	徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業	認知症により徘徊行動のある高齢者を介護する区内の親族が位置検索システム事業者と契約した際に加入・検索料を助成します。	5人	10人	15人	20人	高齢サービス課
11	高齢者在宅サービスセンター西新井の運営	在宅の要介護者等の通所施設である「区立高齢者在宅サービスセンター西新井」について指定管理者制度を利用し、運営します。	1か所	1か所	1か所	1か所	高齢サービス課
12	住宅改修支援事業(理由書作成)	介護保険の住宅改修費支給申請に係る理由書を介護支援専門員等が作成した場合、その事業者費用を助成します。	120件	120件	120件	120件	介護保険課
13	あったかサービス事業	事業に協力していただける区民(協力会員)が、高齢者や障がいがある方で家事等の支援を必要とする方(利用会員)に対し、生活支援や生きがい支援を行います。	提供回数 10,000人	11,000人	12,000人	13,000人	社会福祉協議会 高齢サービス課
14	高齢者身の回り応援隊事業	区民の応援隊員が高齢者世帯の「ちょっとした困りごと」のお手伝いをを行います。	300件	330件	360件	390件	社会福祉協議会 高齢サービス課
15	車いすの貸出	一時的に車いすが必要な区民に貸出をします。	延べ件数 1,079台	1,070台	1,070台	1,070台	社会福祉協議会
16	シルバーステッキの交付	高齢者の歩行の安全をはかり、日常生活を援助するため、杖を交付します。	交付本数 1,884本	1,500本	1,500本	1,500本	社会福祉協議会
17	高齢者おはよう訪問	在宅のひとり暮らしの高齢者を対象に乳酸菌飲料を届けることにより、安否確認をし、孤独感の緩和に役立っています。	月平均 1,138件	1,150件	1,160件	1,170件	社会福祉協議会

(2) 民間事業者等のサービス提供を支援します

高齢者の在宅での日常生活を支えるためには、区の施策のみでは成り立ちません。多くの民間事業者やボランティア等様々な人々との協働が必要となっています。

高齢者の日常生活を支えている配食サービスや老人クラブの友愛実践活動等、事業者や区民等の活動を支援していきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	配食サービス促進事業	民間事業者で組織する「あだち配食サービス協力店」と協働し、PR活動や各種研修等を支援します。	630,000食	640,000食	650,000食	660,000食	高齢サービス課
2	友愛実践活動への支援	老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしやねたきり高齢者を訪問し、孤独感解消のための話し相手や日常生活援助などを行います。	119クラブ	120クラブ	125クラブ	130クラブ	高齢サービス課
3	福祉有償運送事業者への支援	NPO法人等の実施する障がい者等移送サービスを、地域福祉推進事業の一環として支援します。	推進	推進	推進	推進	障がい福祉課
4	食事サービス支援事業	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供しているボランティアグループを支援します。	48回	48回	48回	48回	社会福祉協議会

2 高齢者向け住宅の確保を進めます

(1) 公共住宅を整備します

民間集合住宅の借上げによるシルバーピア住宅や軽費老人ホームの提供とともに、区営住宅・都営住宅・公社住宅・UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅等の建て替えや大規模改築に際し、床の段差解消や手すりの設置等居住者の高齢化に対応した居室のバリアフリー化を促進していきます。

また、都市型軽費老人ホームについては、特別養護老人ホームに併設して整備します。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	シルバーハウジング・シルバーピアの管理運営	高齢者の居住の安定と安心・安全をはかるため、緊急通報システムが整備された高齢者専用住宅の管理運営を行っていきます。	423戸	423戸	423戸	423戸	住宅・都市計画課 (※)
2	区営住宅の建替推進	単身者向け、多世代同居用など多様な形態の住宅への建て替えを推進します。	推進	推進	推進	推進	住宅・都市計画課 (※)
3	既存公営住宅（都営住宅）等の改善	既存公営住宅の建て替え等にあたって、高齢者のためにスロープや手すりの整備、エレベーター設備の改善をはかります。	促進	促進	促進	促進	住宅・都市計画課 (※)
4	軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームを含む）を支援します	食事や入浴、各種相談等のサービスが受けられ、健全で安心した生活を維持することのできる施設を支援します。	3か所	3か所	3か所	4か所	高齢サービス課
5	軽費老人ホームケアハウス六月の運営	食事や入浴、各種相談等のサービスが受けられ、健全で安心した生活を維持することのできる「区立ケアハウス六月」について指定管理者制度を利用し運営します。	1か所	1か所	1か所	1か所	高齢サービス課
6	都市型軽費老人ホームの整備助成	基準を緩和した軽費老人ホームを特別養護老人ホームに併設して整備することを支援します。	0か所	1か所	1か所	0か所	高齢サービス課

※住宅・都市計画課は、平成27年度から住宅課となります。

(2) 民間賃貸住宅を提供します

民間事業主体による高齢者向け住宅(高齢者向け優良賃貸住宅制度)を提供します。
 また、民間賃貸住宅の高齢者への賃貸が敬遠されがちなため、「あんしん入居制度」
 を周知し、高齢者の賃貸住宅への入居を促進します。

事業 番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成	高齢者の居住の安定と安心・安全をはかるため、緊急通報システムが整備された住宅の家賃を助成します。	73戸	73戸	73戸	73戸	住宅・都市計画課 (※)
2	高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせんの促進	住宅を必要とする高齢者に対して宅建協会を通じ民間賃貸住宅のあっせんを促進します。	1件	12件	12件	12件	建築安全課
3	あんしん入居制度の普及	都の高齢者等入居支援事業である「あんしん入居制度」を区民に周知し、高齢者等の賃貸住宅への入居促進をはかります。	推進	推進	推進	推進	高齢サービス課

※住宅・都市計画課は、平成27年度から住宅課となります。

(3) 住宅改修を支援します

段差の解消や手すりの設置など、高齢者の身体機能や日常生活動作の低下に応じた住宅の改修ができるように支援策を充実させます。

事業 番号	事業名 ※ 担当課	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	住宅改良助成事業	高齢化等による身体機能低下に対応する家屋内の段差解消や高齢者専用部屋の増設に対し、工事費の一部を助成します。	4件	10件	10件	10件	建築安全課
2	高齢者住宅改修給付(予防給付) ◇再掲	日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成します。	70件	75件	80件	85件	高齢サービス課
3	高齢者住宅改修給付(設備改修) ◇再掲	日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。	222件	230件	240件	250件	高齢サービス課

3 高齢者対応型のまちづくりを進めます

(1) 総合的なまちづくりをします

高齢者を含めたすべての区民が、安全・安心で快適な暮らしができるよう、「足立区ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり条例」に基づき道路や公園、公共的建築物などの生活環境を整備します。

また、区民・事業者との協働により、まちづくりを計画的・総合的に推進していきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	「東京都福祉のまちづくり条例」や「足立区公共施設等整備基準」に基づき、建築計画の確認申請時等に、建設主や事業者と事前協議・調整を行っていきます。	推進	推進	推進	推進	障がい福祉課 都市計画課 開発指導課
2	福祉のまちあるき実施	区民参加のまちづくりをめざし、障がい者等と協働でまちのバリアフリー点検を行い、利用者の声を活かしていきます。	推進	推進	推進	推進	障がい福祉課

(2) 公共的建築物を整えます

多くの方の利用が見込まれる施設建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを促進します。

また、民間の施設においても、施設の管理者・設置者に高齢者・障がい者などに配慮するよう理解と協力を求めています。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	公共的民間建築物の整備促進	建築関係団体に対し、「東京都福祉のまちづくり条例」の普及啓発をはかります。民間施設の管理者・設置者に指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	促進	促進	促進	促進	障がい福祉課
2	公共建築物の整備	「東京都福祉のまちづくり条例」や、まちづくり推進条例に基づく「足立区公共施設等整備基準」による高齢者・障がい者などに配慮した施設づくりを促進していきます。	促進	促進	促進	促進	障がい福祉課 都市計画課 関係各課

(3) 生活環境を整えます

身近な生活環境の整備として、安全で快適な歩行空間を確保していくため、歩道の拡幅・段差の解消、視覚障がい者用ブロックの設置、電線の地中化などを今後も進めるとともに、近隣住民の理解と協力を得ながら音声付信号機の設置などを関連機関に要望していきます。

また、公園などの施設のアプローチや施設内での移動に配慮した施設づくりを推進します。そのために、段差部分のスロープ化、触知案内板、垂直移動設備の整備など高齢者や障がい者にやさしい施設づくりを推進します。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	安全で快適な歩道の整備	幅員の狭い歩道の安全性を高めるために有効幅員の拡張や、段差解消などの整備を進めています。	推進	推進	推進	推進	工事課
2	高齢者等にやさしい公園の整備	誰もが利用しやすい出入口、園路、ベンチ等を整備し、四季を通じて楽しめる公園を整備していきます。	累計 24か所	26か所	28か所	30か所	みどり推進課
3	交通安全教育の実施	高齢者交通事故防止のため住区センター、老人館巡回活動、高齢者交通安全講習会等を継続拡大実施します。	38回	38回	38回	38回	交通対策課

(4) 公共交通機関を整えます

高齢者が日常生活を営むうえで、外出の際の移動手段として、公共交通機関の確保は不可欠です。そこで、公共交通空白地域の解消や駅・病院等へのアクセスの利便性を図るため、バス路線を整備し、高齢者の外出を支援します。

また、高齢者が、安全かつスムーズに移動できるように、バスの車両改善や停留所の整備、駅舎へのエレベーターなどの設置を促進します。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	バス路線網の整備	駅や病院など、区民要望の強いバス路線網を整備し、高齢者の外出を支援します。	12路線	14路線	16路線	17路線	交通対策課
2	超低床バス等の運行の促進	バスの車両を超低床にしたり、リフト付き車にするように交通事業者に働きかけています。	実施	実施	実施	実施	交通対策課
3	バス停留所施設の改善整備の促進	高齢者等に配慮したバス停留所の施設改善・整備を促進します。	実施	実施	実施	実施	交通対策課
4	鉄道駅のバリアフリー化の促進	鉄道駅へのエレベーター設置や段差解消などで移動の円滑化を図り、高齢者の外出を支援します。	推進	推進	推進	推進	障がい福祉課

4 認知症高齢者の支援を進めます

(1) 認知症の早期対応を進めます

高齢者、とくに後期高齢者の増加とともに、認知症対策が重要な課題になってい
ます。認知症を引き起こす病気には、早めに治療すれば改善が可能なものがあり、また、
服薬により進行を遅らせることが可能なものもあります。認知症も他の病気と同じよ
うに早期に発見し、早期に対応することが重要です。認知症の早期発見・早期対応の
体制整備を進めていきます。

事業 番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	認知症初期集中支 援チームの設置 <新規>	複数の専門職が認知症 の早期から家庭訪問を 行い、認知症の人のア セスメントや家族の支 援などを行います。	-	-	1か所	1か所	高齢サービス課
2	地域包括支援セン ターもの忘れ相談 事業	もの忘れや認知症が心 配な高齢者やご家族に 対し、足立区医師会も の忘れ相談医による早 期発見・早期治療への 適切な相談・指導を行 い、本人や家族の不安 を軽減します。	100回	100回	100回	100回	高齢サービス課
3	認知症訪問支援事 業 <新規>	認知症専門員が認知症 の疑いのある人を訪問 支援し、把握した状態 に応じて適切な医療・ 介護サービスにつなげ る等の取組を進めるこ とで、認知症早期対応 の充実を図ります。	-	750件	1,000件	1,200件	高齢サービス課

(2) 認知症の正しい知識の普及啓発を図ります

認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるように、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族の応援者となる「認知症サポーター」を増やしていきます。そのため、高齢者と接する機会の多い地域団体のみならず、一般企業や若い世代などに幅広く働きかけ、養成講座を開催します。

また、認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関する講演会の実施や認知症に関するリーフレットの配布を進めていきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	認知症サポーター養成講座の実施	認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症を理解してもらい講座を開催し認知症サポーターの養成をはかります。	年間 1,000人	年間 1,000人	年間 1,000人	年間 1,000人	高齢サービス課
2	認知症講演会の実施	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関する講演会等を実施します。	1回	1回	1回	1回	高齢サービス課
3	認知症啓発用リーフレット等の配布	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関するリーフレット等を配布します。	3,500部	4,000部	4,500部	5,000部	高齢サービス課

5 介護者の支援を進めます

(1) 家族会等の活動を支援します

要介護認状態になっても自宅で安心して生活を続けていくためには、家族などの介護が不可欠です。ところが、介護者は様々な困難に直面しています。そこで、介護者やその家族に対する支援が必要となっています。

高齢者の方を介護しながら暮らしている家族の様々な負担を軽減するために、介護教室の開催やメンタルヘルスの支援を充実させていきます。

また、介護者家族会の活動がさらに活発になるよう支援していきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	要介護高齢者家族会の支援事業	介護者家族で組織された「あだち1万人の介護者家族会」を支援します。	270人	270人	270人	270人	高齢サービス課
2	地域包括支援センター介護者教室	要介護高齢者の状態の維持・改善をはかるための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得することなどを内容とした教室を開催します。	245回	245回	245回	245回	高齢サービス課
3	認知症の人を抱える家族やすらぎ支援事業	認知症の人を介護する家族にかわり、見守りや話し相手になります。	支援員 67人	70人	72人	75人	高齢サービス課
4	認知症家族会への支援	同じ立場の家族同士が共感し、励まし合い、介護を学び合えるよう家族会を支援します。	12団体	12団体	12団体	12団体	保健総合センター (※)
5	家族介護慰労事業	在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減をはかることを目的に、介護をする家族に対して慰労金を支給します。	11件	15件	15件	15件	介護保険課

※中央本町保健総合センターは平成27年4月から中央本町地域・保健総合支援課に名称が変更となります。その他の保健総合センターは変更ありません。

(2) 介護者のメンタルヘルスの維持を支援します

精神保健相談や健康教育などを通じて、介護者の精神的健康の保持を図ります。特に、近年増加傾向にあり、介護疲れの方に起こりやすい、うつ病やアルコール依存症についての相談などを行います。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	精神保健相談	区民のこころの健康問題について、専門医と保健師が面接や家庭訪問により相談に応じ、専門的助言、指導を行います。	60回 (160人)	67回 (165人)	67回 (170人)	67回 (175人)	保健総合センター (※)
2	うつ相談・うつ家族教室	区民のストレス等によるこころの問題、うつなどに対し専門医と保健師が相談及び家族教室を行います。	27回 (165人)	27回 (167人)	27回 (169人)	27回 (171人)	保健総合センター (※)
3	アルコール関連問題相談	アルコール依存症者や家族のみならず、複雑化するアルコール関連問題について、専門的立場から個別相談やグループワークを主体とした相談事業を行います。	12回 (60人)	12回 (60人)	12回 (60人)	12回 (60人)	保健総合センター (※)

※中央本町保健総合センターは平成27年4月から中央本町地域・保健総合支援課に名称が変更となります。その他の保健総合センターは変更ありません。

6 在宅医療・介護の連携を進めます

(1) 居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の連携を図ります

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となった支えが必要です。そのなかでも、要介護状態が進むほど、医療サービスと介護サービスの両方が不可欠となってきます。後期高齢者が増加していくなかで、医療や介護の需要が、一層増加していくことが見込まれます。そこで、医療と介護が連携して在宅生活を支えていく仕組みづくりを推進します。

区では、地域の医療・介護サービス資源を把握して情報を区民に提供するとともに、医療と介護の連携の仕組みを作り、在宅医療・介護サービスを一体的に提供する体制をつくりあげていきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	地域の医療・介護サービス資源の把握 ＜新規＞	地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を調査し、既存の情報と合わせてリスト等を作成、区民等に広く公開していきます。	-	実施	実施	実施	高齢サービス課
2	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議 ＜新規＞	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行います。	実施	実施	実施	実施	高齢サービス課
3	在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の設置 ＜新規＞	地域の在宅医療・介護連携についての相談窓口を担う在宅医療・介護連携支援センター（仮称）を設置します。	-	検討	実施	実施	高齢サービス課
4	在宅医療・介護サービスの情報の共有支援 ＜新規＞	地域連携パス等の情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、地域の医療・介護関係者等の間で、事例の医療、介護等に関する情報を共有できるよう支援します。	-	検討	実施	実施	高齢サービス課

事業 番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
5	在宅医療・介護関係者の研修 ＜新規＞	地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行います。	-	実施	実施	実施	高齢サービス課
6	24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築 ＜新規＞	切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、提供体制の整備を計画的に行います。	-	-	検討	実施	高齢サービス課
7	地域住民への普及啓発 ＜新規＞	在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等によって、区民の在宅医療・介護連携への理解を促進します。	-	実施	実施	実施	高齢サービス課
8	二次医療圏内・関係市区町村の連携 ＜新規＞	同一の二次医療圏内（荒川区・葛飾区）の病院から退院する事例等に関して、在宅での医療・介護サービスが一体的に提供されるよう関係自治体が必要な事項について協議します。	-	-	検討	実施	高齢サービス課

施策の柱4 高齢者の権利を守るしくみを充実します

一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加しています。家族や親族からの支援が期待できない高齢者の方でも、住み慣れた地域で安心して住み続けられるために、地域の見守りや生活支援のしくみと連携した高齢者の権利を守るしくみを充実させていきます。

また、高齢者虐待を予防して、迅速に対応するしくみや、高度化する消費者被害、犯罪被害への予防と対応のしくみもさらに進めていきます。

特に認知症高齢者に対しては、早期発見と医療機関への橋渡しを行いながら、成年後見制度及び、福祉サービス利用援助事業への確実な結び付けをする等の方策により、判断能力が低下した高齢者の権利を擁護していきます。

★重点課題

(1) 権利擁護の仕組みの充実

認知症や障がいなどにより判断能力が劣ってしまった場合は、自らサービスを選択し契約することが困難です。成年後見支援事業や福祉サービス利用援助事業を効果的に連携させ、意思能力が不十分な認知症高齢者等を支援していきます。また、高齢者の虐待や消費者被害等への対応も進めていきます。

1 高齢者の権利を守るしくみを充実します

(1) 高齢期への準備（老い支度）を支援します

区民の方々が、自分らしい高齢期の生活を楽しみ、また高齢期に必ずやってくる課題（体の衰え、物忘れ、病気、死、等）に対して自ら工夫し備えること、を老い支度と呼んでいます。区民の老い支度をお手伝いするために、老い支度読本や講座によって情報提供を行いながら、50代からの老い支度を支援します。また、将来認知症等が原因で判断能力が低下した場合の備えとして、高齢者あんしん生活支援事業等を提案していきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	老い支度啓発事業	年齢に応じて必要な備えを主体的に行ってもらえるように、老い支度の啓発・PRを行います。老い支度読本の活用を含め地域包括支援センターで関連講座を開催します。	講座開催回数 60回	70回	70回	80回	高齢サービス課
2	福祉サービス利用援助事業	軽度の認知症高齢者等が安心して暮らせるよう福祉サービスの利用手続きや援助、それに伴う日常的な金銭管理等を社会福祉協議会の専門員と生活支援員と呼ばれる区民の協力者がチームで支援します。（地域福祉権利擁護事業）	契約件数 65件	67件	69件	71件	社会福祉協議会
3	高齢者あんしん生活支援事業	65歳以上で区内に身寄りがない高齢者に対して、見守り、入院時の支援、成年後見制度への確実な橋渡し、葬祭等を含めた包括的な老い支度支援を契約により提供します。	65件	67件	69件	71件	社会福祉協議会

(2) 成年後見制度の普及・支援をはかります

成年後見制度は、判断能力が不十分な高齢者が、個人として尊重され、自分の財産や収入を有効に活用して必要なサービスを選択し、安心して生活できるよう、法的に支える制度です。悪質な消費者被害や権利侵害から高齢者を保護することにも有効です。

区と社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめとする関係機関等が連携し、成年後見制度の積極的な普及・支援を進めていきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	成年後見制度等利用支援事業	認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用を促進し、後見人等を支援するネットワーク作りを進めます。平成27年度からは、本人申立て、親族申立てについても、申立て費用及び後見報酬への補助を拡大して、経済的に困窮している場合でも制度活用が可能となる環境整備を進めていきます。	38件	38件	38件	38件	援護課 社会福祉協議会
2	成年後見制度推進機関の運営	成年後見制度の普及啓発、社会貢献型後見人の養成、後見人の支援、後見業務に関わる相談やトラブル対応、専門職への仲介、後見監督業務等を実施して、成年後見制度の利用促進をはかります。	15人	19人	23人	27人	援護課 社会福祉協議会
3	権利擁護センターあだちの運営	地域包括支援センターの権利擁護業務、総合相談業務への支援など専門的な役割を担うとともに高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう権利擁護事業の推進に努めています。	実施	実施	実施	実施	社会福祉協議会

(3) 高齢者虐待への対応と防止を進めます

区では、医師会、弁護士会、警察、消防、区内団体や介護保険事業者代表者などによる足立区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置しています。委員会では、区内の高齢者虐待の状況等の情報共有を行い、虐待対策等を検討しています。

委員会で検討し、作成した「足立区の高齢者虐待対応について」及び地域包括支援センターでマニュアルを作成し、関係者が共通認識のもと協力して、高齢者虐待への対応をしています。

また、虐待を受けている高齢者等緊急の保護が必要な高齢者のために、区内の医療機関及び介護保険施設等と連携した緊急ショートステイ事業等により、在宅高齢者のセーフティーネットを充実させていきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	高齢者虐待防止ネットワーク事業	区内関係機関が集い、高齢者虐待の情報共有と虐待対策等について検討しています。	年2回	年2回	年2回	年2回	高齢サービス課
2	高齢者緊急ショートステイ事業及び老人ホーム入所措置事業	要介護認定を受けていない介護の必要な高齢者が、介護者の不在や虐待等により緊急に保護が必要な場合に、特別養護老人ホーム等の緊急ショートステイを利用することにより、高齢者の安全を確保します。また、増加している迷子高齢者、身寄りのない高齢者等を対象にした、夜間・休日にも対応できる緊急保護のしくみとして、区内の介護保険施設及び医療機関と連携した事業の充実を行っていきます。	協定施設数 21か所	27か所	29か所	31か所	援護課

(4) 悪質な商法や詐欺等による消費者被害の防止を進めます

年々高度になる悪質商法や振り込み詐欺等から高齢者を予防するために、広報紙やインターネットを活用して悪質商法等の迅速な情報提供に努めます。また、地域包括支援センターや高齢者と身近に接する介護事業者等への迅速、定期的な情報提供体制を整え、高齢者の消費者被害の未然防止や消費者被害発見時の適切な対応に努めます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	消費生活相談事業	日常生活における契約上のトラブルや商品の品質・安全性などの様々な相談ゆき苦情を受け、消費生活相談員が助言や情報の提供を行いながら、消費者とともに問題の解決にあたっている。	1,190件	1,190件	1,220件	1,220件	産業政策課
2	消費者支援事業	悪質商法等に騙されない消費者の自立に向けた啓発活動として、日常生活に身近なテーマを選び、知識や技術を学習する、専門家を講師とした、各種講座、消費生活展を実施、開催している。	32回 (※)	32回	32回	32回	産業政策課
3	消費者教室(講師派遣)事業	事業所・学校・PTA・老人会・町会・自治会・地域の団体・消費者グループなど、悪質商法被害防止をはじめとした消費者トラブル未然防止のための学習会に講師を派遣します。	55件 (※)	60件	65件	65件	産業政策課
4	消費者被害対応ネットワークの運営	高齢者の消費者被害発見・見守りのために地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会等と連携し、情報の共有をはかりながら迅速な解決につなげます。	実施	実施	実施	実施	産業政策課
5	地域包括支援センター・介護事業所・障がい者施設への情報提供	消費者被害未然・拡大防止のため「見守り通信」を発行し、各事業所と連携して見守りの強化を図っていきます。	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	産業政策課

※高齢者を含めた区民全体を対象とした件数です。

事業 番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
6	消費生活啓発員 「くらしのおたす け隊」の活動支援	複雑・多様化する悪質商 法等による被害を未然に 防止するため、消費者セ ンターと地域をつなぐパ イプ役として活動を支援 すると同時に区民に広く 消費者センターの活用に ついて周知、PRを行っ ていただきます。	活動延べ 人数 140人 (※)	150人	160人	170人	産業政策課

※高齢者を含めた区民全体を対象とした件数です。

施策の柱5 福祉サービスの質を高めていきます

各事業者がサービスの質の向上をはかり、よりよいサービス提供を安定的に行うこと、また利用者が自分に適した質の高いサービスを選択することができることがとても重要です。そのため、区では福祉サービスの第三者評価の受審を支援します。

また、誰もが安心して福祉サービスを利用できるよう、サービスに対する不満等を相談できる窓口を設置し、苦情に適切かつ迅速に対応するとともに、質の良いサービスを提供するために、介護従事者に対する研修を行います。

1 福祉サービスの質の確保と向上を目指します

(1) 第三者評価を進めます

福祉サービス第三者評価は介護サービス事業者を外部の評価機関が公平に評価し、その結果を公表するものです。評価結果を参考に、利用者が自分に適した質の高いサービスを選択できるよう、また福祉サービス提供事業者自らがサービスの質の向上に反映できるように、第三者評価の受審を支援します。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	福祉サービス第三者評価受審支援事業	都の福祉サービス第三者評価を受けた福祉サービス提供事業者に経費の一部を補助することで評価受審を促進して、サービスの質の向上と利用者への情報をはかります。	受審率 24%	26%	28%	30%	高齢サービス課 介護保険課 障がい福祉課 子ども・子育て施設課

(2) 苦情などの解決を行います

福祉サービスに対する苦情等を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、サービスと顧客満足度の一層の向上を図ります。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	福祉サービス苦情等解決委員会の運営	福祉サービス利用に伴う不満や苦情に対して、公正に中立な立場で適切なサービスが行えているかをチェックする福祉サービス苦情等解決委員会が設置されています。	6回	6回	6回	6回	高齢サービス課
2	福祉サービス苦情相談窓口の設置	基幹地域包括支援センターに福祉サービスの苦情相談を受け付ける身近な窓口を設置しています。寄せられた苦情の解決を行っています。	実施	実施	実施	実施	高齢サービス課 社会福祉協議会

(3) 介護保険事業者等との協働を進めます

介護サービス事業者連絡協議会との情報・意見交換を定期的実施し、区と事業者の連携・協働体制を強化して適切な介護サービスの提供を図ります。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	民間事業者等との連絡調整	介護サービス事業者連絡協議会との情報交換等を定期的に行うとともに、事業者連絡会を開催し速やかな情報提供を行います。	事業者連絡会 2回	2回	2回	2回	介護保険課 関係各課

3 人材の確保と育成を進めます

(1) 人材の確保と育成を進めます

高齢化の進展により、福祉・介護サービスの需要は今後ますます多様化し、増加することが見込まれます。一方、介護を担う人材の確保と育成が大きな課題となっています。

区では、ホームヘルパーのフォローアップ研修や施設職員、介護支援専門員に対する研修を実施するとともに、区内の同一介護サービス事業所に勤務する専門職員の永年表彰を行い、介護職員のスキルアップや定着を支援していきます。

また、介護のしごと相談・面接会を開催し、介護事業者の人材確保を支援します。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	ヘルパーフォローアップ研修会	訪問介護員（ホームヘルパー）のフォローアップ研修を行います。	受講者 年 650 人	年 650 人	年 650 人	年 650 人	高齢サービス課 社会福祉協議会
2	施設職員向け研修事業	介護技術・知識の向上を目的とし、区内高齢者施設の職員向けに研修を実施します。	実施	実施	実施	実施	高齢サービス課 社会福祉協議会
3	介護支援専門員研修事業	継続的な研修を実施し、さらなる知識、技能の修得を行い、介護保険の適正化に向け介護支援専門員の資質向上をはかります。	現任研修 4回 新任研修 4回	計 8 回	計 8 回	計 8 回	介護保険課 社会福祉協議会
4	認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修	事業所に勤務する認知症実践リーダー研修修了者等に対し、フォローアップ研修を行い、介護職員等の資質の向上を図ります。	20 人	20 人	20 人	20 人	高齢サービス課
5	介護のしごと相談・面接会	身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けて、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大をはかります。	来場者数 150 人	200 人	200 人	200 人	高齢サービス課
6	介護サービス事業従事者永年表彰	区内の同一介護サービス事業所に5年以上及び8年以上継続して勤務した専門職員を表彰します。	500 人	500 人	500 人	500 人	介護保険課

施策の柱6 地域で支えあうしくみを充実します

核家族化、世代を問わず単身世帯が増加するなど、ライフスタイルの変化は、地域のつながりを弱め、高齢者が孤立するなど様々な問題を引き起こす要因となっています。

区では、「孤立ゼロプロジェクト～絆のあんしんネットワーク～」※次頁参照 でいつまでも安心して住み続けられるまちを目指しています。

高齢者の見守りについては、町会・自治会、民生委員、絆のあんしん協力員、絆のあんしん協力機関が連携し、地域包括支援センターを中心に行っていきます。

地域の支えあいには、ボランティア・NPO等が大きな原動力になります。また、元気な高齢者も担い手として期待されています。地域活動等により多くの方が参加できるよう支援していきます。

さらに、身近な高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能を強化し、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

★重点課題

(1) 地域ケア会議

地域包括支援センターが主体的に行う地域ケア会議（小会議）における個別ケースの支援内容の検討を通して、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。また、区が主体的に行う地域ケア会議（大会議）における検討等を踏まえ、必要な社会資源の整備について個別の行政計画等に位置づけるなどして、施策化、事業化を図っていきます。

(2) 絆のあんしんネットワークの推進

地域包括支援センターで定期的を開催する「絆のあんしん連絡会」や「絆づくり通信」などを通じて、高齢者の見守りに関する活動の情報を共有し、気づいてつなげることの重要性を啓発していきます。

(3) 高齢者の社会参加への支援

元気な高齢者の地域デビューを支援するために「あだち皆援隊講座」を開催し、社会参加を支援します。また、シニアの社会貢献活動を支援するためのサイトを運営し、様々な地域情報や人材情報を収集・提供していきます。

地域で支えあう“お互いさま”のまちづくり

～孤立ゼロプロジェクト～

足立区では、平成25年1月から地域のちからを結集して、いくつになっても地域の人との交流を図り、生きがいをもって様々な地域活動に参加できる「暮らしやすいまち」、「住み続けたいまち」の実現を目指し、孤立ゼロプロジェクトに取り組んでいます。

I. 孤立ゼロプロジェクト推進活動（調査から見守り支援へ）

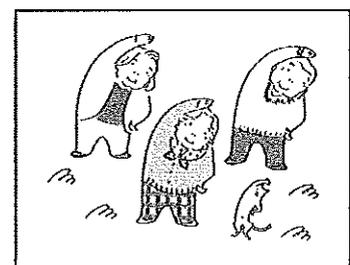
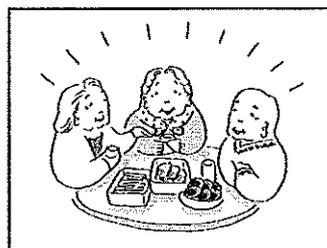
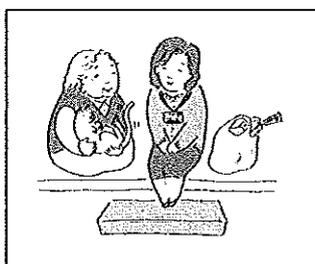
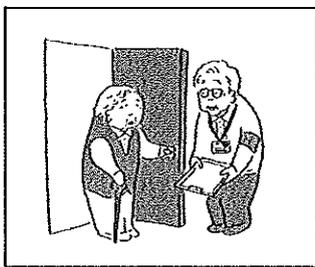
これまでも、地域における見守りや声かけ活動を支援していましたが、孤立ゼロプロジェクトでは、介護保険サービスを利用していない70歳以上の単身世帯、75歳以上のみ世帯を対象に、町会・自治会から区に届け出た方や地域を担当する民生委員が、「世間話をする頻度」、「困り事の相談相手」などを訪問により調査します。

【参考】

平成26年12月末現在、区内435町会・自治会のうち、207町会・自治会が実態調査に着手

この調査の結果、「世間話の頻度が少ない」、「困り事の相談相手がいない」方に対して、地域包括支援センターが中心となり、各施策や必要なサービスにつなげています。また、見守りや声かけ活動に関する不同意の申し出がない場合に、「絆のあんしん協力員」による定期的な見守りや声かけ活動などを行います。

見守りや声かけ活動を通じて、地域の様々な活動や居場所（サロン等）を紹介し、参加していただくことを目指します。



II. 地域で築く「絆のあんしんネットワーク」

各地域包括支援センターを中心として、町会・自治会、民生委員、絆のあんしん協力員、絆のあんしん協力機関（事業者）が連携したネットワークを構築しています。

定期的に「絆のあんしん連絡会」を開催するとともに、各々が日常の活動のなかで、気づいてつなぐことの重要性を啓発し、実行しています。

いくつになっても地域の人との交流があり、笑顔あふれる“お互いさま”のまちを地域で築く「絆のあんしんネットワーク」の取り組みを着実に拡げていきます。

*絆のあんしん協力員

⇒地域の高齢者に気を配り、気になる方に対して、日常的な見守りや定期訪問による声かけ、寄り添い支援活動を行っていただける方です。

*絆のあんしん協力機関

⇒取引先や営業活動の際に、地域に気がかりな方がいた場合、地域包括支援センターまで連絡をすることに協力していただける事業者等の団体です。



1 情報提供と相談の体制を整えます

(1) 情報提供を進めます

区では、広報紙やホームページを活用し、高齢者に関する情報を提供しています。しかし、多くの記事から自分が必要としているものを探すのは難しいとの声もあります。そこで、高齢者福祉等に関するサービス情報をまとめた「高齢者暮らしのガイド」等を作成し、配布します。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	高齢者暮らしのガイドの作成	高齢者福祉に関する情報提供と意識啓発をはかるため、事業案内を作成します。	2,000部	2,000部	2,000部	2,000部	高齢サービス課
2	介護保険外高齢者サービスご案内の作成	介護保険外サービスのチラシを作成し、65歳到達者に介護保険証と一緒に配布します。	11,500部	12,000部	12,000部	12,000部	高齢サービス課
3	介護保険利用の手引きの作成	申請の手続きやサービスの種類、費用など介護保険制度全般を記載したパンフレットを配布します。	20,000部	20,000部	20,000部	20,000部	介護保険課

(2) 相談機能を高めます

地域包括支援センターでは高齢者の総合相談窓口として、保健・福祉・介護などの相談にきめ細かく対応しています。また、福祉事務所では、生活相談に応じます。

事業 番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	地域包括支援センター高齢者総合相談	家族介護の悩みや福祉、医療、施設入所・介護予防、福祉機器の購入・利用など、高齢者に関する相談を受け付けます。	64,000 件	70,000 件	72,000 件	74,000 件	高齢サービス課
2	地域包括支援センター高齢者訪問相談	何か困っていることがないか、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみのお宅へ個別に訪問し、各種の相談に応じています。	20,000 件	22,000 件	23,000 件	24,000 件	高齢サービス課
3	介護者のなやみ電話相談事業の支援	あだち1万人の介護者家族会が行っている電話相談事業や家族会を支援します。	月1回 実施	月1回 実施	月1回 実施	月1回 実施	高齢サービス課
4	高齢者福祉相談	福祉事務所で生活困難となった高齢者の相談に応じます。	随時	随時	随時	随時	足立福祉事務所

(3) 各種サービスをコーディネートします

地域包括ケアシステムの構築に向けて、検討委員会を運営し、各種サービスについて検討を進めていくとともに、基幹地域包括支援センターや地域ケア会議の整備・充実を図っていきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	地域包括ケアシステム検討委員会の運営（庁内） ＜新規＞	地域包括ケアシステムを構築するため、関係所管による検討委員会を開催します。	設置	推進	推進	推進	高齢サービス課
2	(仮称)地域包括ケアシステム検討委員会の運営 ＜新規＞	地域包括ケアシステムを構築するため、医療機関、介護サービス事業者、その他の関係団体がしくみづくりを検討する会議を開催します。	検討	設置	推進	推進	高齢サービス課
3	生活支援コーディネーターの配置 ＜新規＞	高齢者の在宅支援・介護予防の体制整備の推進のため、生活支援コーディネーターを配置します。	検討	配置	配置	配置	高齢サービス課
4	協議体の設置 ＜新規＞	生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体が参画し、情報共有及び連携強化を進めます。	検討	設置	設置	設置	高齢サービス課
5	基幹地域包括支援センター機能の充実	他の地域包括支援センターからの相談に対する助言や、情報提供など日常活動への支援を行います。	推進	推進	推進	推進	高齢サービス課
6	地域ケア会議【小会議・中会議】	地域包括支援センターで実施する個別ケースの支援内容の検討を通して、多職種協働によるケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の抽出等、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。	推進	推進	推進	推進	高齢サービス課
7	地域ケア会議【大会議】	地域ケア会議の中会議で整理・集約された地域課題を区全体の課題として把握、政策提言等を行い、施策化、事業化へとつなげていきます。	推進	推進	推進	推進	高齢サービス課

(4) 地域の介護支援専門員等を支援します

地域ケア会議では、高齢者個人に対する支援の充実に向けて、行政をはじめ多くの専門職、様々な機関が参加し、個別ケースの支援内容を検討します。地域の介護支援専門員等の地域ケア会議への参加を通して、自立支援に資するケアマネジメントに関する実践力の向上等を支援していきます。

事業 番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	地域ケア会議【小会議・中会議】 ◇再掲	地域包括支援センターで実施する個別ケースの支援内容の検討を通して、多職種協働によるケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の抽出等、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。	推進	推進	推進	推進	高齢サービス課
2	地域ケア会議【大会議】 ◇再掲	地域ケア会議の中会議で整理・集約された地域課題を区全体の課題として把握、政策提言等を行い、施策化、事業化へとつなげていきます。	推進	推進	推進	推進	高齢サービス課

3 地域の包括支援体制を整えます

(1) 地域包括支援センターの機能を充実します

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて中心的役割を果たすことが期待されています。

適切な人員体制の確保、効率的なセンター運営の継続に向けて、地域包括支援センターのあり方の検討を行うとともに、基幹地域包括支援センターの機能強化および地域包括支援センターにおける介護予防機能の強化を図ります。

事業 番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	地域包括支援センター再編の検討 <新規>	地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターのあり方を検討します。	検討	検討	検討	検討	高齢サービス課
2	地域包括支援センターの機能強化 <新規>	地域包括支援センターの適正な運営を確保し、センター全体の機能を強化します。	推進	推進	推進	推進	高齢サービス課
3	地域包括支援センター等における介護予防機能強化 <新規>	地域支援センターに介護予防機能強化支援員を配置し、介護予防機能の強化を図ります。	推進	推進	推進	推進	高齢サービス課

(2) 関係機関・団体との連携を強化します

地域包括ケアシステムでは、区民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支えあい体制づくりを推進し、必要な方への支援を行っていくことを目指しています。また、元気な高齢者が担い手となることで、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等へつながると期待されています。

区内で様々な活動を行っている住民主体の団体と連携を強化していきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	民生・児童委員との連携	地域での保健・福祉活動の活発化をはかるため、民生・児童委員等との連携を強化しています。	推進	推進	推進	推進	福祉管理課
2	ボランティア団体との連携	登録ボランティアグループ及び個人ボランティアの連合体である「足立区ボランティア連合会」と連携しボランティア活動を推進します。	推進	推進	推進	推進	社会福祉協議会
3	老人クラブとの連携	老人クラブとの情報交換を密にすることによって、高齢者の生の声を反映した地域づくりをめざしています。	推進	推進	推進	推進	高齢サービス課
4	シルバー人材センターとの連携	高齢者の就業に向けた仲介・調整を行うシルバー人材センターとの連携を密にすることで、高齢者の活躍の場と生きがい対策である就業を支援しています。	推進	推進	推進	推進	就労支援課

3 地域の支えあい活動を広めます

(1) 区民の支えあい活動を充実していきます

高齢者は日常生活で様々な困難に直面しています。住み慣れた地域で生活を継続していくためには、地域の方が手を差し伸べることが求められています。

そのため、区民の支えあい活動を推進していきます。

事業 番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	あったかサービス 事業 ◇再掲	事業に協力していただける区民（協力会員）が、高齢者や障がいがある方で家事等の支援を必要とする方（利用会員）に対し、生活支援や生きがい支援を行います。	提供回数 10,000 人	11,000 人	12,000 人	13,000 人	社会福祉協議会 高齢サービス課
2	高齢者身の回り応 援隊事業 ◇再掲	区民の応援隊員が高齢者世帯の「ちょっとした困りごと」のお手伝いをを行います。	300件	330件	360件	390件	社会福祉協議会 高齢サービス課

(2) 高齢者の見守り活動を推進します

高齢化が進み、後期高齢者が増加していくなかで、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。その方たちが安心して地域で暮らすためには、地域の見守りが不可欠です。

そこで、地域包括支援センターを中核として、専門相談協力員、絆のあんしん協力員、絆のあんしん協力機関の連携による高齢者見守り体制を強化していきます。また、心配な高齢者の情報が寄せられるよう、積極的に地域団体や住民組織と顔の見える関係づくりを行います。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	絆のあんしんネットワーク	高齢者や、その家族の不安や悩みを早期に見つけ出し、地域ぐるみで支えていくネットワークを地域包括支援センターを中心に充実していきます。	絆のあんしん協力員 1,000人	1,250人	1,500人	1,750人	絆づくり担当課
2	町会・自治会との連携	自主的な見守り・支え合い活動や孤立ゼロプロジェクト実態調査を通じて町会・自治会との連携を強化しています。	推進	推進	推進	推進	地域調整課・絆づくり担当課
3	(仮称)見守りキーホルダーの配付 <新規>	希望する高齢者に番号入りのキーホルダーを配付します。緊急時の警察・医療機関からの問い合わせに対応していきます。	検討	実施	実施	実施	高齢サービス課

(3) ひとり暮らし高齢者の孤立を防いでいきます

「絆あんしんネットワーク」による高齢者の見守り活動をさらに推進し、地域ぐるみの支えあい活動を展開していきます。

また、お互いを理解しあい、安心して付き合うことのできる場所としてのサロン活動など、お年寄り等が地域で孤立することのないような居場所づくり活動の拡大をはかります。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	絆のあんしんネットワーク ◇再掲	高齢者や、その家族の不安や悩みを早期に見つけ出し、地域ぐるみで支えていくネットワークを地域包括支援センターを中心に充実していきます。	絆のあんしん協力員 1,000人	1,250人	1,500人	1,750人	絆づくり担当課
2	ふれあいサロン支援事業	地域の高齢者や障がい者の閉じこもり防止や見守りのため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し支えあう地域づくりを推進します。	総サロン数 65か所	70か所	75か所	80か所	社会福祉協議会
3	住区 de 団らん事業	住区センターの悠々館(老人館)で単身高齢者、高齢者のみ世帯等を対象に団らんの時間と夕食の場を提供し、地域での孤立を防いでいきます。	参加者数 12,000人	12,360人	12,730人	13,000人	住区推進課

(4) 災害時要援護者の避難支援を充実していきます

災害時やそのおそれがある場合に、自力であるいは家族などの支援を受けなければ避難することが困難な要介護高齢者や障がい者などの災害時要援護者が、逃げ遅れたりすることを未然に防ぐために、関係機関との災害時要援護者情報の共有や、地域での支援活動を円滑に行うための災害時要援護者避難支援プランの活用など、支援体制の整備を進めていきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	災害時の避難支援プランの整備	災害時要援護者に対して、あらかじめ避難支援者を決めるなど、地域での支援活動を円滑に進めるため、災害時要援護者の避難支援プランを作成する事業を行います。	更新予定 (年末を予定)			更新予定	災害対策課 福祉管理課 関係各課
2	災害時の医療救護体制の整備	健康危機管理対策指針の随時改訂、庁内の体制の再構築を行い、健康危機管理体制を充実させます。 平成22年度に新型インフルエンザ行動指針の改訂を行いました(H23.1.28)。新型インフルエンザ対策本部を意思決定機関としました。 大震災発災の対策・対応を含め災害時の医療救護体制を整備します。	特措法に基づく新型インフルエンザ等行動計画を策定	随時改訂	随時改訂	随時改訂	危機管理課 災害対策課 衛生部各課

(5) 保健福祉教育を進めます

幼稚園では、保護者への福祉教育の普及・啓発をはかるとともに、高齢者との交流を通じて高齢者に対する福祉意識の醸成を図ります。

小・中学校では、高齢者を思いやる気持ちなど、豊かな人間性を育むとともに、高齢者福祉への関心と理解を深めさせることが重要となります。また、基礎的な知識の習得、社会福祉の意義の理解をはかるとともに、社会福祉の課題解決や、その増進に寄与する能力等の育成が重要となります。これらの教育は、主に社会科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で行ってききましたが、一層の充実に向け取り組んでいきます。特に、ボランティア活動等、体験を通じた実践的・効果的な福祉教育を推進していきます。また、高齢者に関する人権尊重の意識の啓発を図っていきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	児童・生徒の福祉関連学習	各教科等の指導の充実に向け、情報提供などの支援を行います。	実施	実施	実施	実施	教育指導室
2	教職員研修と福祉との連携	福祉教育全般にわたり、教職員の指導力や学校の教育力の向上に向け、取り組んでいきます。	実施	実施	実施	実施	教育指導室
3	P T A活動での福祉学習の実施支援	児童・生徒の福祉関連学習がより充実し、円滑に行われるような活動をP T Aが行えるように情報提供などの支援を行います。	推進	推進	推進	推進	青少年課
4	高齢者等との交流事業	幼稚園・保育園・高齢者向け施設の協力を得て、交流会を増やし、保健・福祉の意識形成を進めていきます。	推進	推進	推進	推進	関係各課
5	福祉講座・講演会等の実施	福祉に関する理解と意識啓発を目的として福祉講座や講演会を開催していきます。	推進	推進	推進	推進	福祉部各課

4 幅広いボランティア・NPO活動を支援します

(1) ボランティア・NPOを育成します

地域包括ケアシステムでは、生活支援サービス・介護予防サービスなどは、民間活力を用いた自助・ボランティアを用いた互助等により、提供することが期待されています。

そこで、地域の支えあい活動等の大きな原動力ともなるボランティアやNPOの育成を進めます。社会福祉協議会などが実施している地域活動や社会貢献活動の情報を幅広く提供し、具体的な活動に結び付けていきます。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	ボランティア活動相談	ボランティアに関する情報提供や相談機能を充実します。	推進	推進	推進	推進	社会福祉協議会
2	ボランティアまつり	ボランティアグループの活動に関して発表・解説を実践者が行うことにより、ボランティア活動の実践に向け理解を深め、ボランティア活動の推進をはかります。	参加団体 43団体 一般来場者数 2,800名	45団体 3,000名	45団体 3,000名	45団体 3,000名	社会福祉協議会
3	ボランティアの育成	各種ボランティア講座を企画、開催し様々な層の参加を促し、多様な展開をはかります。	ボランティア参加者数 延650名	延680名	延710名	延740名	社会福祉協議会
4	新たなボランティア層の発掘	新たなボランティア層の発掘、拡大のため、勤労者層や大学生等若年層をターゲットに、活動のきっかけづくりを強化します。	推進	推進	推進	推進	社会福祉協議会
5	NPOの育成支援	区民活動の担い手としての自立型NPOを育成支援するため、各種講座や助成事業を実施します。	17講座 延17日、 34時間 助成団体数 30団体	17講座 延17日、 34時間	17講座 延17日、 34時間	17講座 延17日、 34時間	区民参画推進課

(2) ボランティア・NPO活動を支援します

区民がボランティア活動等を通じて地域活動や社会貢献活動に継続して取り組めるよう、ボランティア・NPO団体等の活動を支援します。

事業番号	事業名	事業内容等	計画目標数				担当課
			26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
1	ボランティア団体の育成・支援	ボランティアグループの活動を支援するため、活動場所の提供、広報活動への協力、各種相談への対応・助言などを行います。	推進	推進	推進	推進	社会福祉協議会
2	ボランティア連合会への支援	登録ボランティアグループ及び個人の有志から成る足立区ボランティア連合会の活性化をはかるため、運営・機関誌の発行に対し財政面での支援を行います。	実施	実施	実施	実施	社会福祉協議会
3	ボランティアホームページの充実	ホームページを活用したボランティア募集やブログによるボランティア情報・講座の情報提供を行います。	推進	推進	推進	推進	社会福祉協議会
4	ボランティアコーディネートの充実	ボランティアをやりたい人、またボランティアを必要とする人に対し、一人ひとりにあった活動の紹介、情報提供、マッチングを行います。	ボランティア参加者数 延 650 名	延 680 名	延 710 名	延 740 名	社会福祉協議会
5	NPOの運営・マネジメント支援	区内NPOの経営基盤を強化し、安定した事業展開をはかるために、各団体の課題解決に向けた人材育成やマネジメント支援を行います。	NPOセンター 9 講座 延 11 日 22 時間 相談件数 250 件	9 講座 延 14 日 30 時間 250 件	9 講座 延 14 日 30 時間 250 件	9 講座 延 14 日 30 時間 1250 件	区民参画推進課
6	社会貢献活動支援サイトの運営	シニアの社会貢献活動を支援するためのサイトを構築します。区・NPOなど様々な地域情報や人材情報等を収集提供します。	約 80,000 アクセス	約 85,000 アクセス	約 87,500 アクセス	約 90,000 アクセス	区民参画推進課

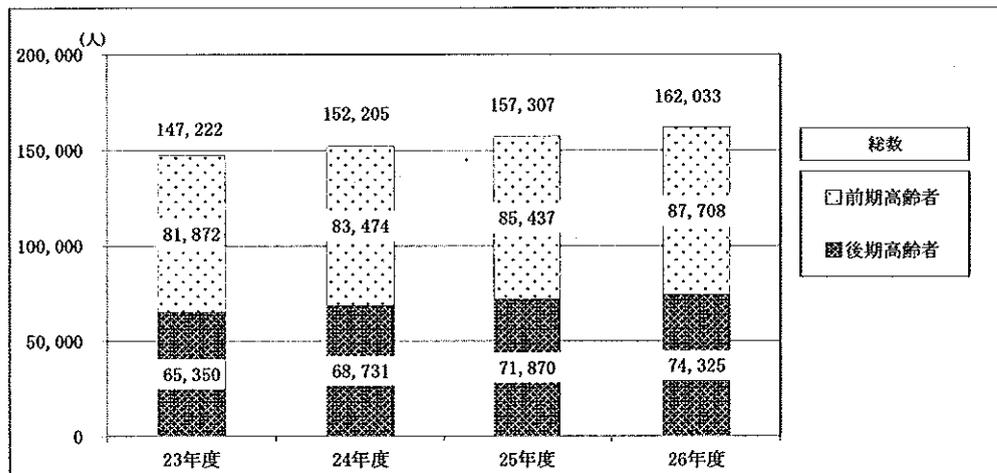
第5章 介護保険事業計画

1 介護保険事業の現状

(1) 被保険者数・認定者数・利用者数の推移

① 被保険者数の推移

【被保険者数の推移】



第1号被保険者は、平成23年には147,222人でしたが平成26年には162,033人となっており、平成23年と比較して14,811人、10.1%の伸びを示しています。

前期高齢者は、平成23年には81,872人でしたが平成26年には87,708人となっており、5,836人、7.1%の伸び、後期高齢者は、平成23年には65,350人でしたが平成26年には74,325人となっており、8,975人、13.7%の伸びを、それぞれ示しています。

伸び率でみると、後期高齢者の方が前期高齢者よりも高くなっています。

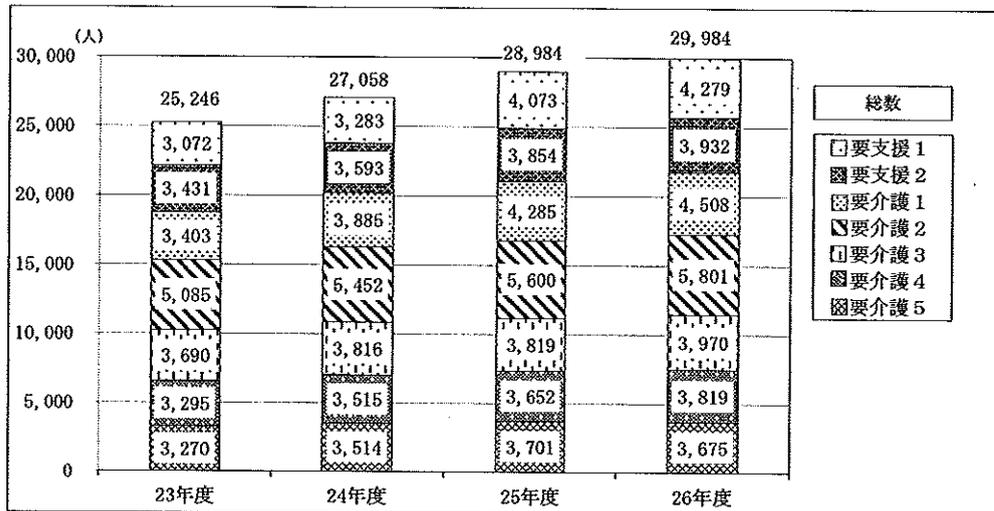
【被保険者数の推移】

区 分	第4期	第5期		
	23年度	24年度	25年度	26年度
第1号被保険者 【65歳以上】	147,222人	152,205人	157,307人	162,033人
前期高齢者 【65～74歳】	81,872人	83,474人	85,437人	87,708人
後期高齢者 【75歳以上】	65,350人	68,731人	71,870人	74,325人

※各年10月1日現在

② 認定者数の推移

【認定者数の推移】



認定者は、平成23年には25,246人でしたが平成26年には29,984人となっており、平成23年と比較して4,738人、18.8%の伸びを示しています。

このうち、要支援認定者は、平成23年には6,503人でしたが平成26年には8,211人となっており、1,708人、26.3%の伸び、要介護認定者は、平成23年には18,743人でしたが平成26年には21,773人となっており、3,030人、16.2%の伸びを、それぞれ示しています。伸び率でみると、要支援認定者の方が要介護認定者よりも高くなっています。

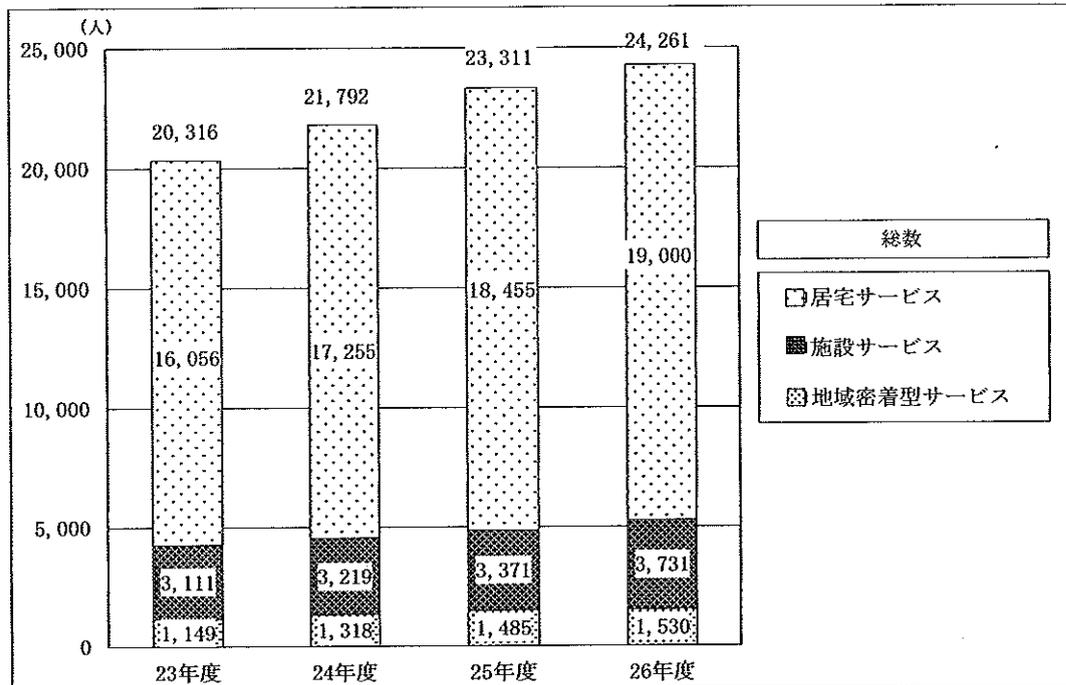
【認定者数の推移】

区 分	第4期		第5期	
	23年度	24年度	25年度	26年度
要支援認定者	6,503人	6,876人	7,927人	8,211人
要支援1	3,072人	3,283人	4,073人	4,279人
要支援2	3,431人	3,593人	3,854人	3,932人
要介護認定者	18,743人	20,182人	21,057人	21,773人
要介護1	3,403人	3,885人	4,285人	4,508人
要介護2	5,085人	5,452人	5,600人	5,801人
要介護3	3,690人	3,816人	3,819人	3,970人
要介護4	3,295人	3,515人	3,652人	3,819人
要介護5	3,270人	3,514人	3,701人	3,675人
合計	25,246人	27,058人	28,984人	29,984人

※ 各年10月1日現在

③ サービス利用者数の推移

【介護サービス利用者数の推移】



介護サービス利用者数は、平成23年には20,316人でしたが平成26年には24,261人、19.4%の伸びを示しています。受給率は、平成23年には80.5%で、平成26年には80.9%となっており、増加傾向となっています。

介護サービス利用者数を介護サービスの種類別にみると、平成23年から通して、居宅サービスが最も多く、施設サービス、地域密着型サービスと続いています。ただ、地域密着型サービスは、平成23年には1,149人でしたが平成26年には1,530人となっており、33.2%という高い伸びを示しています。

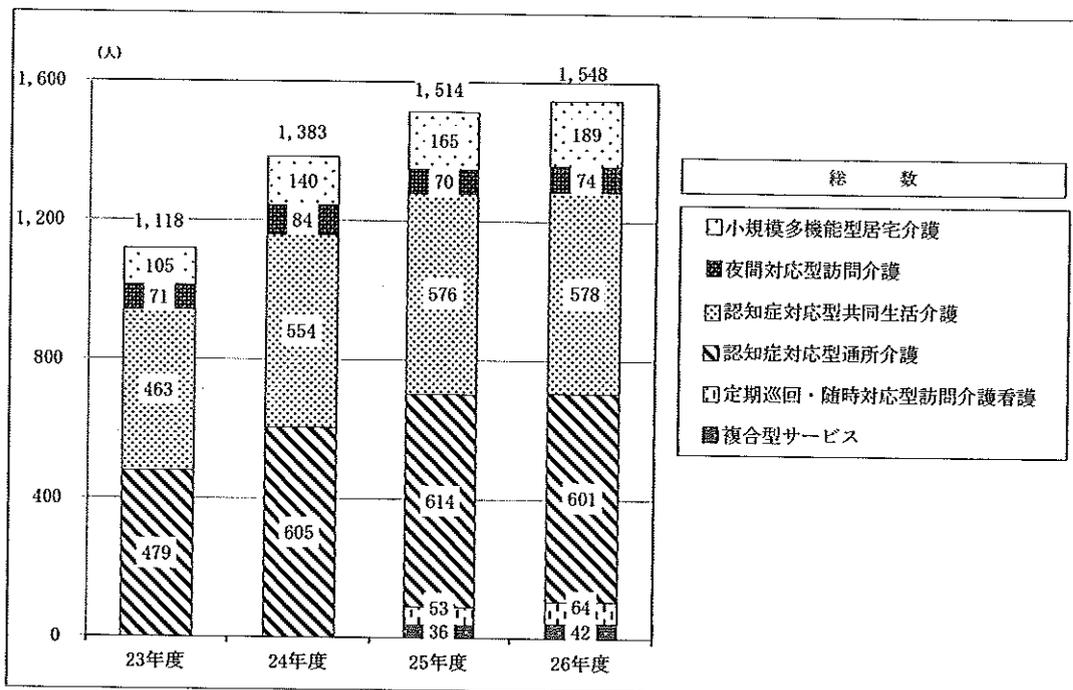
【介護サービス利用者数の推移】

区 分	第4期	第5期		
	23年度	24年度	25年度	26年度
サービス利用者数	20,316人	21,792人	23,311人	24,261人
居宅サービス	16,056人	17,255人	18,455人	19,000人
施設サービス	3,111人	3,219人	3,371人	3,731人
地域密着型サービス	1,149人	1,318人	1,485人	1,530人
受給率	80.5%	80.5%	80.4%	80.9%

※ 各年10月1日現在

■ 第5章 介護保険事業計画 ■

【地域密着型サービスの種類と利用者数】



地域密着型サービスの内訳では、平成23年から通して、認知症対応型通所介護が最も多く、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護と続いています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスは、平成24年4月から制度が導入され、足立区においては、10月に事業所が開設されました。

【地域密着型サービスの種類と利用者数】

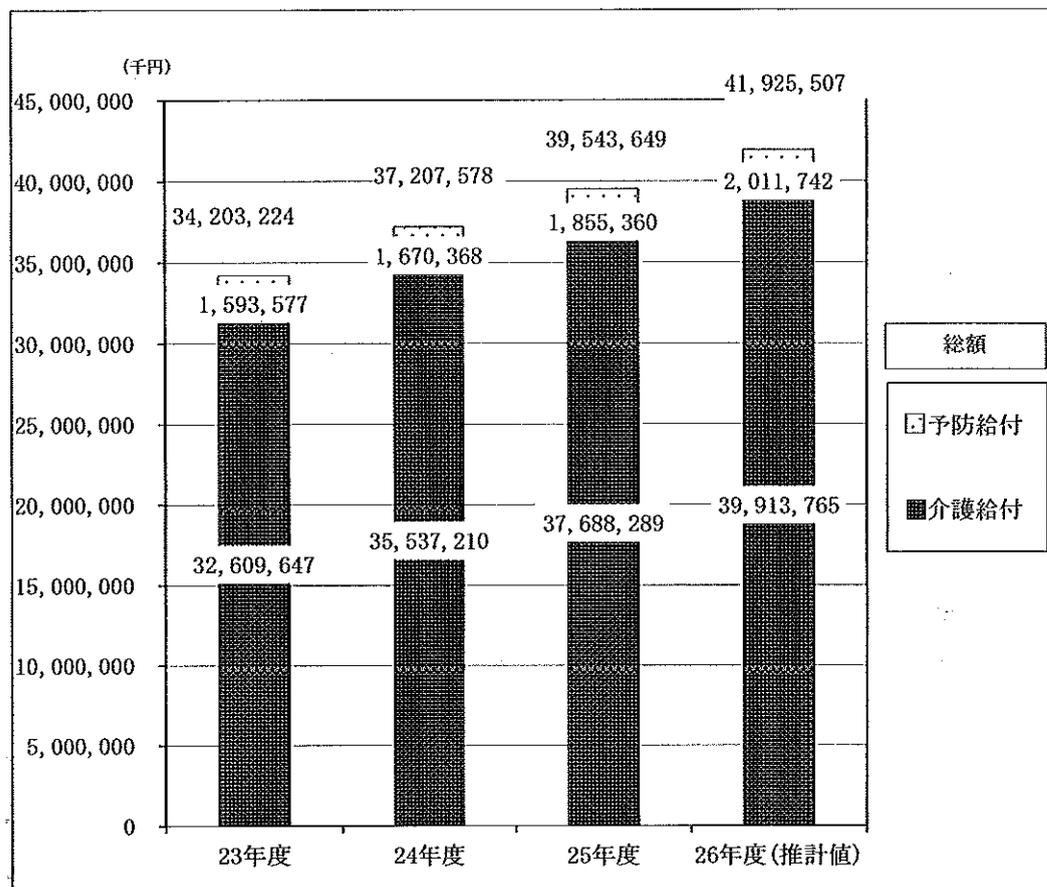
区 分	第4期	第5期		
	23年度	24年度	25年度	26年度
小規模多機能型居宅介護	105人	140人	165人	189人
夜間対応型訪問介護	71人	84人	70人	74人
認知症対応型共同生活介護	463人	554人	576人	578人
認知症対応型通所介護	479人	605人	614人	601人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	0人	53人	64人
複合型サービス	-	0人	36人	42人
合計	1,118人	1,383人	1,514人	1,548人

※ 各年10月1日現在

(2) 保険給付額の推移

① 給付額の推移

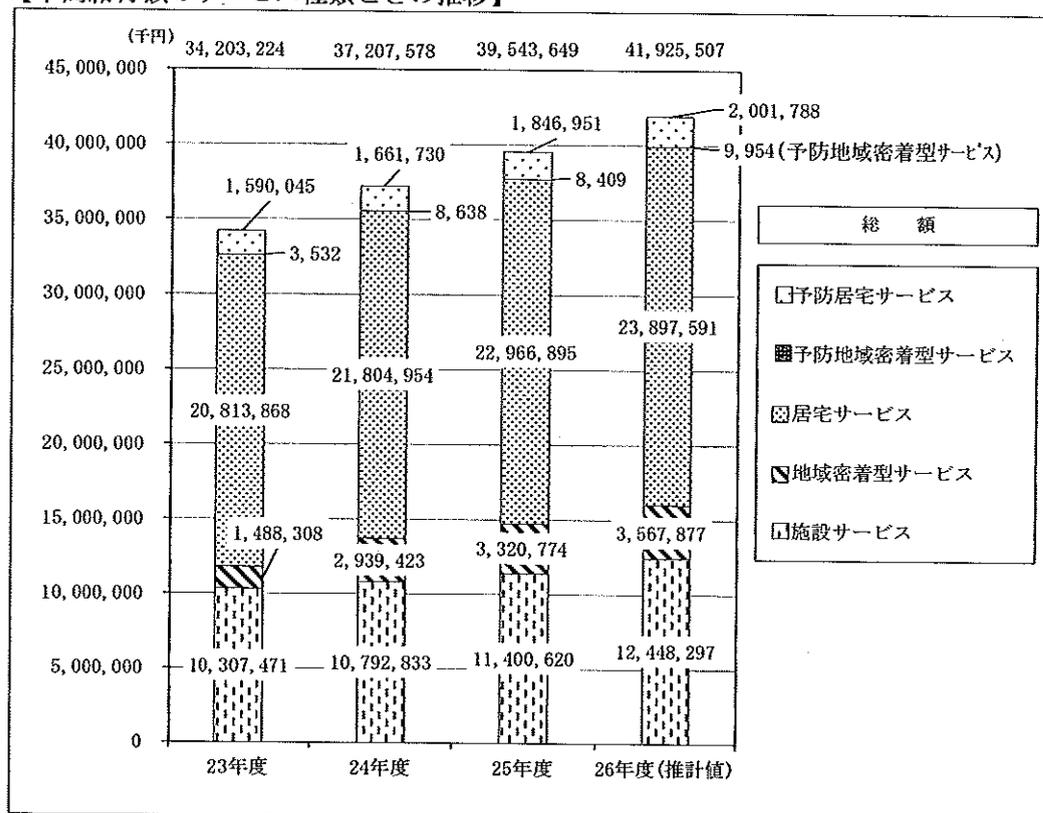
【予防給付、介護給付別年間給付額の推移】



給付額は、平成 23 年には 34,203,224 千円でしたが平成 26 年には 41,925,507 千円となっており、平成 23 年と比較して、7,722,283 千円、22.6%の伸びを示しています。

このうち、予防給付は、平成 23 年には 1,593,577 千円でしたが平成 26 年には 2,011,742 千円となっており、平成 23 年と比較して 418,165 千円、26.2%の伸びを示しています。介護給付は、平成 23 年には 32,609,647 千円でしたが平成 26 年には 39,913,765 千円となっており、平成 23 年と比較して 7,304,118 千円、22.4%の伸びを示しています。

【年間給付額のサービス種類ごとの推移】



給付額をサービスの種類ごとにみると、予防給付では、居宅サービスは、平成23年には1,590,045千円でしたが平成26年には2,001,788千円となっており、平成23年と比較して411,743千円、25.9%の伸びを示しています。地域密着型サービスは、平成23年には3,532千円でしたが平成26年には9,954千円となっており、平成23年と比較して6,422千円、181.8%と大きな伸びを示しています。

介護給付では、居宅サービスは、平成23年には20,813,868千円でしたが平成26年には23,897,591千円となっており、平成23年と比較して3,083,723千円、14.8%の伸びを示しています。地域密着型サービスは、平成23年には1,488,308千円でしたが平成26年には3,567,877千円となっており、平成23年と比較して2,079,569千円、139.7%と大きな伸びを示しています。また、施設サービスは、平成23年には10,307,471千円でしたが、平成26年には12,448,297千円となっており、平成23年と比較して2,140,826千円、20.8%の伸びを示しています。

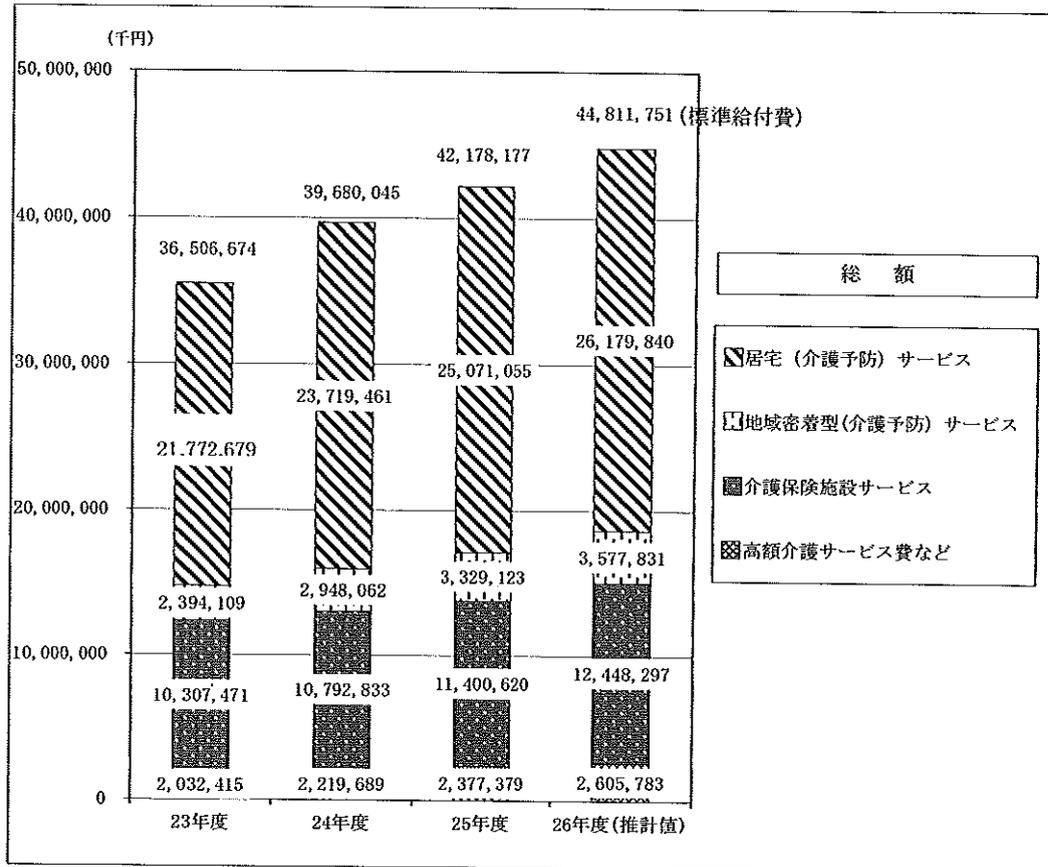
【予防給付、介護給付別年間給付額の推移】

区 分	第4期	第5期		
	23年度	24年度	25年度	26年度
予防給付	1,593,577千円	1,670,368千円	1,855,360千円	2,011,742千円
居宅サービス	1,590,045千円	1,661,730千円	1,846,951千円	2,001,788千円
地域密着型サービス	3,532千円	8,638千円	8,409千円	9,954千円
介護給付	32,609,647千円	35,537,210千円	37,688,289千円	39,913,765千円
居宅サービス	20,813,868千円	21,804,954千円	22,966,895千円	23,897,591千円
地域密着型サービス	1,488,308千円	2,939,423千円	3,320,774千円	3,567,877千円
施設サービス	10,307,471千円	10,792,833千円	11,400,620千円	12,448,297千円
合計	34,203,224千円	37,207,578千円	39,543,649千円	41,925,507千円

※ 26年度は推計値

② 標準給付費の推移

【標準給付費の推移】



標準給付費^{※1}は、平成23年には36,506,674千円でしたが平成26年には44,811,751千円となっており、平成23年と比較して、8,305,077千円、22.7%の伸びを示しています。

※1 標準給付費…①居宅サービス費、②地域密着型サービス費、③施設サービス費、④高額介護サービス費等のその他のサービス費の合計金額

【標準給付費の推移】

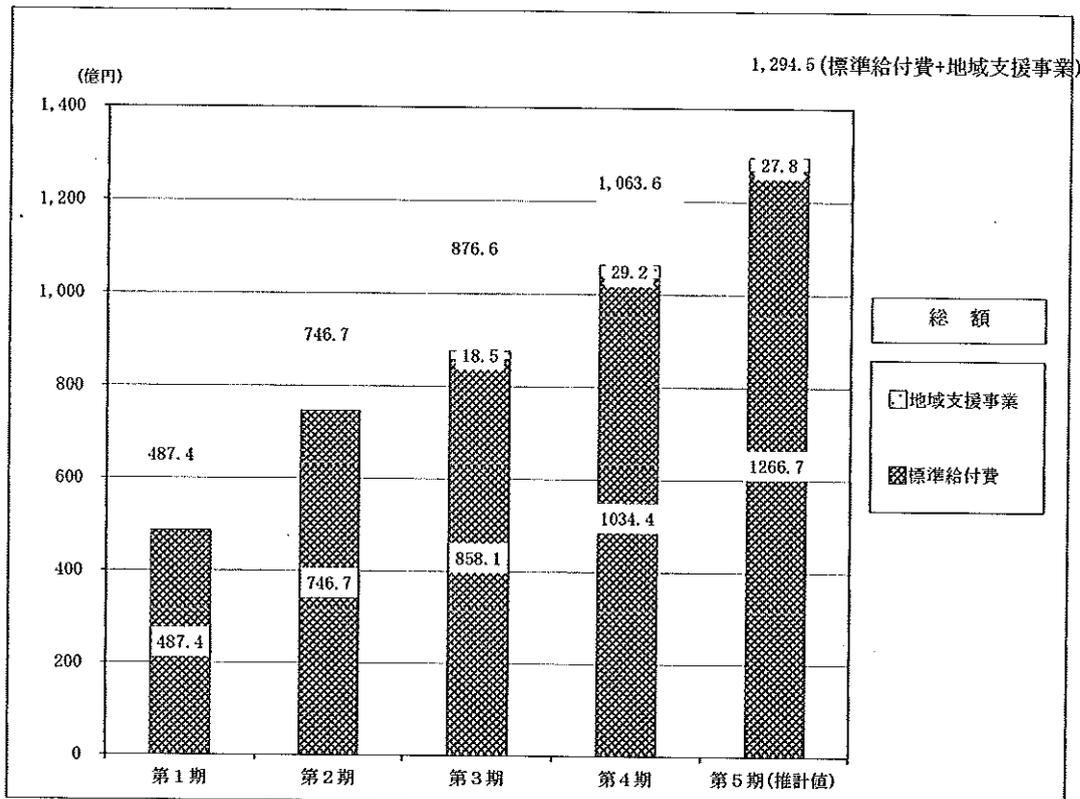
(単位：千円)

区分	第4期	第5期		
	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅（介護予防）サービス	21,772,679	23,719,461	25,071,055	26,179,840
訪問介護	5,698,767	6,264,209	6,507,583	6,556,987
訪問入浴	523,195	522,645	513,489	522,410
訪問看護	619,806	709,502	753,223	825,620
訪問リハビリテーション	230,080	255,596	265,219	268,703
通所介護	5,014,206	5,616,783	6,140,357	6,719,947
通所リハビリテーション	1,693,737	1,791,987	1,856,307	1,896,128
福祉用具貸与	1,251,410	1,343,447	1,439,123	1,502,945
短期入所生活介護	1,026,156	1,140,657	1,256,930	1,314,669
短期入所療養介護（老健）	180,378	165,385	166,133	188,363
短期入所療養介護（療養）	35,724	34,528	29,451	31,468
居宅療養管理指導	548,889	605,148	662,818	685,417
特定施設入居者生活介護	2,442,842	2,574,003	2,672,055	2,695,183
居宅介護支援	2,236,454	2,442,794	2,550,475	2,691,539
福祉用具購入（償還払）	84,102	75,228	78,637	75,205
住宅改修（償還払）	186,933	177,549	179,255	205,256
地域密着型（介護予防）サービス	2,394,109	2,948,062	3,329,123	3,577,831
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	22,188	112,100	144,503
夜間対応型訪問介護	17,995	17,686	16,601	21,376
認知症対応型通所介護	659,618	791,035	834,040	854,729
小規模多機能型居宅介護	291,795	360,855	444,401	520,589
認知症対応型共同生活介護	1,424,701	1,733,278	1,809,723	1,901,655
複合型サービス	-	23,020	112,258	134,979
介護保険施設サービス	10,307,471	10,792,833	11,400,620	12,448,297
特別養護老人ホーム	5,785,416	6,052,055	6,234,504	7,143,394
老人保健施設	3,270,283	3,567,706	4,030,301	4,253,566
療養型医療施設	1,251,772	1,173,072	1,135,815	1,051,337
高額介護サービス費（公費）	200,574	227,363	244,418	262,060
高額介護サービス費（区支払分）	534,542	604,574	667,109	718,661
高額医療合算介護サービス費	92,099	104,885	117,073	132,085
特定入所者介護サービス費	1,142,227	1,228,764	1,291,224	1,438,565
審査支払手数料	62,973	54,103	57,555	54,412
計（標準給付費）	36,506,674	39,680,045	42,178,177	44,811,751
地域支援事業	997,043	1,029,850	833,298	914,811
総計	37,503,717	40,709,895	43,011,475	45,726,562

※ 26年度は推計値

③ 期別標準給付費等の推移

【期別標準給付費等の推移】



平成12年度からスタートした介護保険制度における標準給付費等は、平成12年度から14年度の第1期、15年度から17年度の第2期にかけて、53.2%の大幅な増加を示しました。第3期の標準給付費等は、地域支援事業の新設などによる介護予防の推進、ホテルコストの導入など、大きな転換があり、17.4%の増となりました。第4期の標準給付費等は、認定者数の増加や介護報酬の改定などがあり、21.3%増加しています。

【標準給付費等の推移】

区分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	12～14年度	15～17年度	18～20年度	21～23年度	24～26年度
標準給付費	487.4億円	746.7億円	858.1億円	1034.4億円	1266.7億円
地域支援事業	—	—	18.5億円	29.2億円	27.8億円
総計	487.4億円	746.7億円	876.6億円	1063.6億円	1294.5億円

※ 第5期は推計値

2 介護保険制度の主な改正点と取り組み

(1) 今期計画の主な改正点

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(医療介護総合確保推進法)が可決され、併せて介護保険制度も改正される予定となっています。主な改正案は次のとおりです。

- ①一定以上の所得のある利用者に対する自己負担の2割への引き上げ
→平成27年8月より実施
- ②高額介護サービス費の見直し
→平成27年8月より実施
- ③特定入所者介護(予防)サービス(低所得の施設利用者の食費・居住費)の見直し
→平成27年8月より実施
- ④低所得者に対する介護保険料軽減の拡充
→平成27年4月より実施
- ⑤特別養護老人ホームの重点化(入所要件の変更)
→平成27年4月より実施
- ⑥予防給付の訪問介護と通所介護の介護予防・日常生活支援総合事業への移行
→平成28年度以降に実施
- ⑦小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行
→平成28年4月より実施
- ⑧居宅介護支援事業者の指定権限の移譲
→平成30年4月より実施

(2) 介護給付の適正化

介護保険制度が適正に運用されていくためには、

- ①介護給付を適切に認定ししたうえで
- ②受給者が真に必要とするサービスを
- ③事業者がルールに従って適正に提供する

これらを進めていく必要があります。

無駄な給付を無くし、利用者に適切なサービスを提供していくと、介護保険制度の信頼性が高まり、介護給付費の出費や介護保険料の増大が抑えられていき、区の介護保険制度の基盤が安定します。

介護保険制度の適正化を進めるために、区では以下の対策を推進しています。

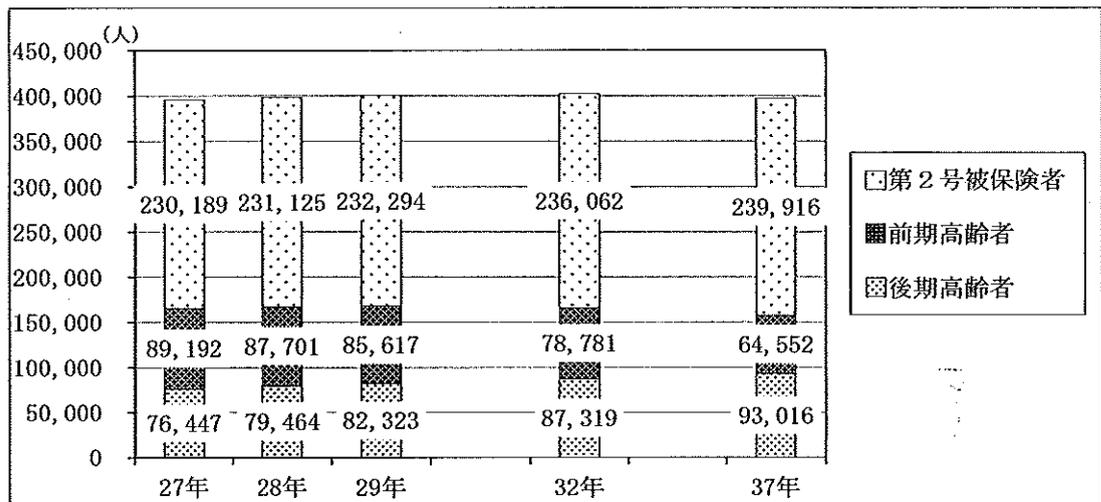
1	認定審査の適正化	認定審査員・審査会委員の研修を行います。
2	介護支援専門員研修	新任研修・現任研修を行います。
3	事業者に対する指導	集団指導や実地指導を行います。
4	ケアプラン点検	居宅介護支援事業所の点検を行います。
5	縦覧点検	国保連から提供された情報をもとにチェックします。
6	介護給付費通知	年に2回実施します。

3 介護保険事業の推計

(1) 被保険者数・認定者数・整備計画の推計

① 被保険者数の推計

【被保険者数の推計】



第1号被保険者は、平成27年の165,639人が平成29年には167,940人に、第2号被保険者は、平成27年の230,189人が平成29年には232,294人に増加すると推測されます。

また、前期高齢者は、平成27年の89,192人が平成29年には85,617人に減少し、後期高齢者は、平成27年の76,447人が平成29年には82,323人に増加すると推測されます。なお、平成30年には後期高齢者数が前期高齢者数を上回っていると推測されます。

【被保険者数の推計】

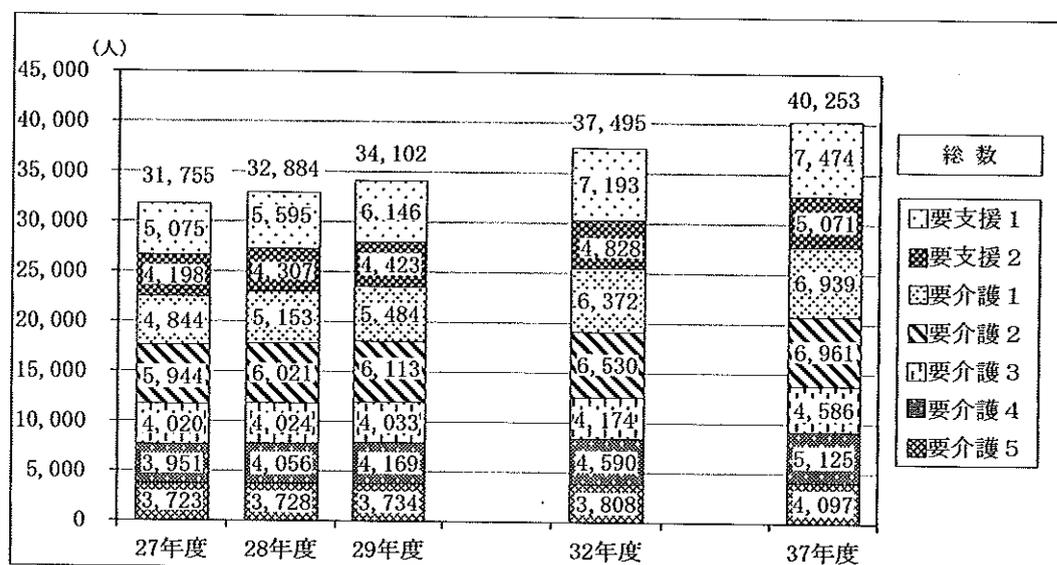
区 分	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
第2号被保険者 【40～64歳】	230,189人	231,125人	232,294人	236,062人	239,916人
第1号被保険者 【65歳以上】	165,639人	167,165人	167,940人	166,100人	157,568人
前期高齢者【65～74歳】	89,192人	87,701人	85,617人	78,781人	64,552人
後期高齢者【75歳以上】	76,447人	79,464人	82,323人	87,319人	93,016人

※ 各年10月1日現在

※ 10月1日推計人口 = (足立区作成の4月1日推計人口 + 翌年度4月1日推計人口) ÷ 2

② 認定者数の推計

【認定者数の推計】



認定者は、平成27年の31,755人が平成29年には34,102人に増加すると推測されます。なお、平成37年には40,253人にまで増加すると推測されます。

このうち、要支援認定者は、平成27年の9,273人が平成29年には10,569人に、要介護認定者は、平成27年の22,482人が平成29年には23,533人に、それぞれ増加すると推測されます。なお、平成37年には、それぞれ、12,545人、27,708人にまで増加すると推測されます。

【認定者数の推計】

区分	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
要支援認定者	9,273人	9,902人	10,569人	12,021人	12,545人
要支援1	5,075人	5,595人	6,146人	7,193人	7,474人
要支援2	4,198人	4,307人	4,423人	4,828人	5,071人
要介護認定者	22,482人	22,982人	23,533人	25,474人	27,708人
要介護1	4,844人	5,153人	5,484人	6,372人	6,939人
要介護2	5,944人	6,021人	6,113人	6,530人	6,961人
要介護3	4,020人	4,024人	4,033人	4,174人	4,586人
要介護4	3,951人	4,056人	4,169人	4,590人	5,125人
要介護5	3,723人	3,728人	3,734人	3,808人	4,097人
合計	31,755人	32,884人	34,102人	37,495人	40,253人

※ 各年10月1日現在
 ※ 2号被保険者を含む

③ 地域密着型サービス計画値

介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう、日常生活圏域内に地域密着型サービスの整備を目指します。「小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などの計画値は次のとおりです。

【地域密着型サービスの種類と計画値】

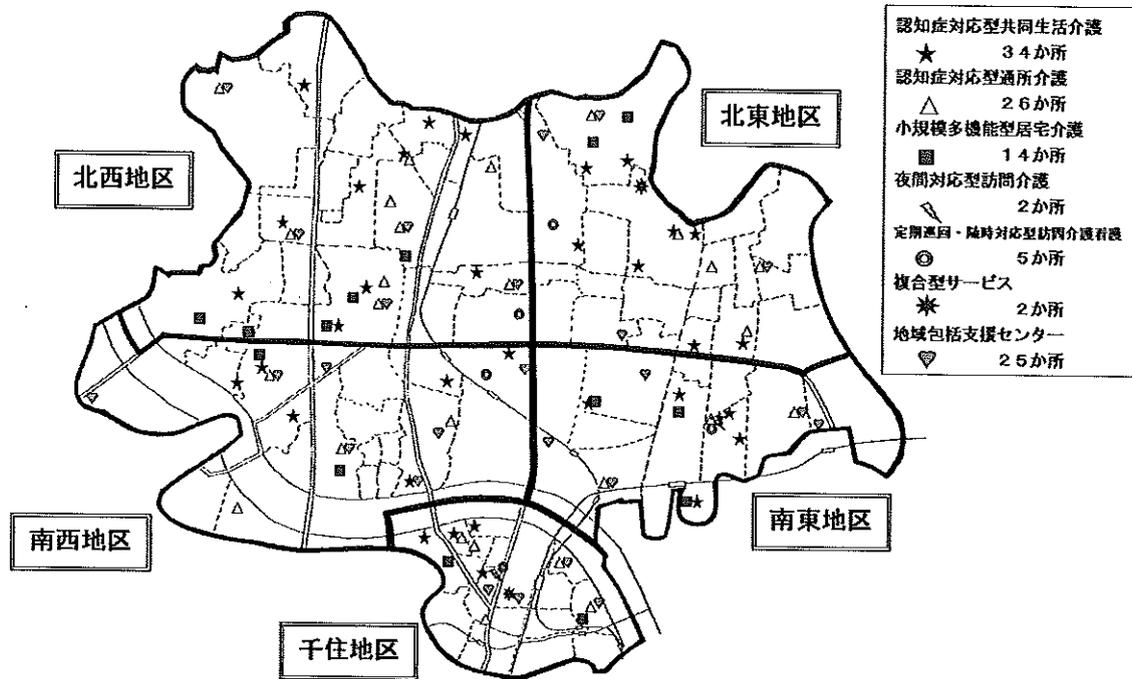
(累計施設数)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
小規模多機能型居宅介護	14 か所	15 か所	16 か所	17 か所
夜間対応型訪問介護	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
認知症対応型共同生活介護	34 か所	34 か所	34 か所	36 か所
認知症対応型通所介護	26 か所	26 か所	27 か所	27 か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5 か所	5 か所	10 か所	10 か所
看護小規模多機能型居宅介護 (※)	2 か所	3 か所	4 か所	5 か所

※ 平成26年度までの名称は「複合型サービス」です。

【日常生活圏域図】

足立区地域密着型サービス事業所配置図（平成27年1月1日現在）



【日常生活圏域における地域密着型サービス事業所数】

区分	小規模多機能型居宅介護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護(※)
千住地区	2か所	1か所	4か所	5か所	1か所	1か所
南西地区	2か所	0か所	6か所	4か所	1か所	0か所
南東地区	3か所	1か所	6か所	3か所	1か所	0か所
北東地区	2か所	0か所	8か所	5か所	1か所	1か所
北西地区	5か所	0か所	10か所	9か所	1か所	0か所

(平成27年1月1日現在)

※ 平成26年度までの名称は「複合型サービス」です。

④ 施設定員の年次別推計

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、既に第6期の計画期間中に、下記のとおり開設が見込まれています。

平成30年以降の整備にあたっては、制度改正の動向や施設入所希望者の動向を勘案しつつ、検討を深めていきます。現時点では、第7期の期間中に2施設、150～300床程度を見込んでいます。施設整備のあり方が判断された場合は、第6期期間中に第7期期間中に開設する施設を公募することもあります。

また、認知症グループホームは、介護老人福祉施設の開設及び今回の制度改正の影響を受けることが想定されるため、平成29年に計画値を掲載しましたが、今後の動向を注視しながら検討を深めていきます。

なお、特定施設入居者生活介護については、整備数が区内の利用者数に達しているため、区内全域で新規整備は見込んでいません。

【施設整備計画目標数値】 (上段：施設総定員見込数、下段：整備計画目標数)

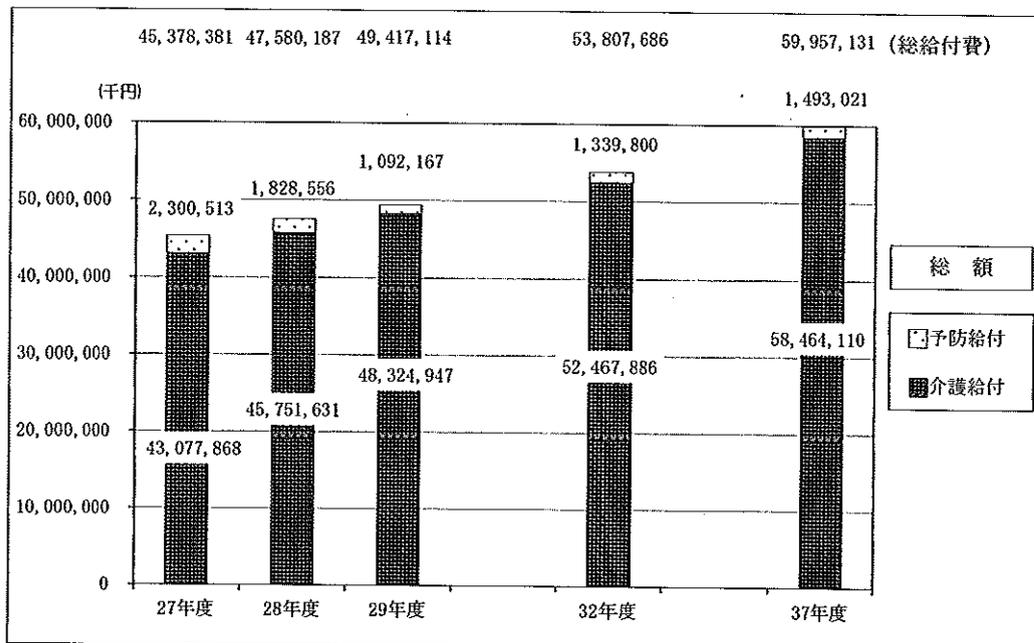
区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,283人	2,443人	2,583人	2,703人
	-	160人	140人	120人
介護老人保健施設	1,567人	1,717人	1,717人	1,717人
	-	150人	0人	0人
介護療養型医療施設	239人	239人	239人	239人
	-	0人	0人	0人
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	614人	614人	614人	650人
	-	0人	0人	36人
特定施設入居者生活介護 (介護専用型有料老人ホーム)	-	41人	41人	41人
	-	0人	0人	0人

※ 各年度3月31日現在

(2) 保険給付額の推計

① 給付額の推計

【予防給付、介護給付別年間給付額の推計】



給付額の合計をみると、平成27年は45,378,381千円、平成28年は47,580,187千円、平成29年は49,417,114千円と増加していくと推測されます。

そのうち、予防給付は、介護予防訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行することに伴い、平成27年は2,300,513千円、平成28年は1,828,556千円、平成29年は1,092,167千円と減少していくと推測されます。

介護給付は、平成27年は43,077,868千円、平成28年は45,751,631千円、平成29年は48,324,947千円と増加していくと推測されます。

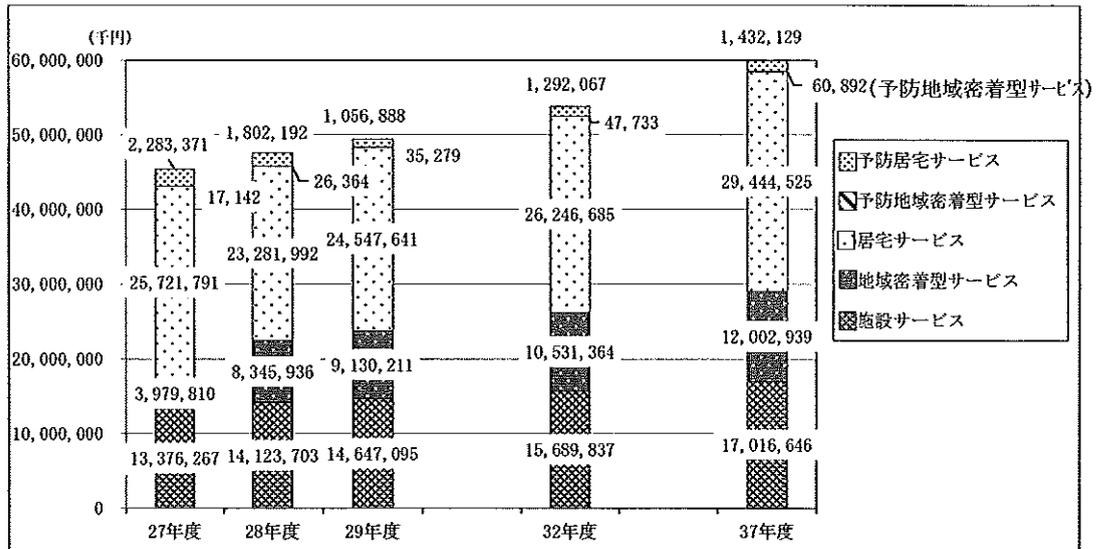
なお、その後は、予防給付・介護給付とも増加していき、平成37年には予防給付は1,493,021千円に、介護給付は58,464,110千円にまで増加すると推測されます。

【予防給付、介護給付別年間給付額の推計】

(単位：千円)

区分	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
予防給付	2,300,513	1,828,556	1,092,167	1,339,800	1,493,021
介護給付	43,077,868	45,751,631	48,324,947	52,467,886	58,464,110
総給付費	45,378,381	47,580,187	49,417,114	53,807,686	59,957,131

【年間給付額のサービス種類ごとの推移】



給付額をサービスの種類ごとにみると、予防給付は、予防居宅サービスで平成27年の2,283,371千円が、介護予防訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行することに伴い、平成29年には1,056,888千円に減少していき、予防地域密着型サービスでは、平成27年の17,142千円が平成29年には35,279千円に増加していくと推測されます。

介護給付は、居宅サービスで平成27年の25,721,791千円が、平成28年度に小規模の通所介護が地域密着型サービスに移行することに伴い、平成29年には24,547,641千円に減少し、地域密着型サービスでは平成27年の3,979,810千円が平成29年には9,130,211千円に増加、施設サービスでは平成27年の13,376,267千円が平成29年には14,647,095千円に、それぞれ増加していくと推測されます。

なお、その後は、平成37年には、予防居宅サービスは1,432,129千円に、予防地域密着型サービスは60,892千円に、居宅サービスは29,444,525千円に、地域密着型サービスは12,002,939千円に、施設サービスは17,016,646千円にまで、それぞれ増加すると推測されます。

【年間給付額のサービス種類ごとの推移】

(単位：千円)

区分	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
予防居宅サービス	2,283,371	1,802,192	1,056,888	1,292,067	1,432,129
予防地域密着型サービス	17,142	26,364	35,279	47,733	60,892
居宅サービス	25,721,791	23,281,992	24,547,641	26,246,685	29,444,525
地域密着型サービス	3,979,810	8,345,936	9,130,211	10,531,364	12,002,939
施設サービス	13,376,267	14,123,703	14,647,095	15,689,837	17,016,646

■ 第5章 介護保険事業計画 ■

【介護予防サービス給付額の推計】

要支援1・2の方が利用できます。その給付額等見込みは以下のとおりです。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス (千円)		2,283,371	1,802,192	1,056,888	1,292,067	1,432,129
介護予防訪問介護	給付費 (千円/年)	530,837	291,560	0	0	0
	人数 (人/月)	2,161	1,190	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	給付費 (千円/年)	6,564	11,420	16,010	21,344	24,983
	回数 (回/月)	56.6	98.8	138.4	183.9	215.3
	人数 (人/月)	11	23	32	45	51
介護予防訪問看護	給付費 (千円/年)	68,094	93,650	123,318	188,632	239,684
	回数 (回/月)	1,164.2	1,608.6	2,125.8	3,268.5	4,156.1
	人数 (人/月)	187	239	293	371	366
介護予防訪問リハビリテーション	給付費 (千円/年)	27,639	39,935	53,176	64,437	71,366
	回数 (回/月)	707.4	1,024.0	1,365.1	1,655.4	1,834.7
	人数 (人/月)	67	97	128	149	154
介護予防居宅療養管理指導	給付費 (千円/年)	29,198	33,673	35,994	39,399	43,232
	人数 (人/月)	231	266	284	312	342
介護予防通所介護	給付費 (千円/年)	926,470	576,774	0	0	0
	人数 (人/月)	2,224	1,389	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費 (千円/年)	150,236	162,922	175,533	196,919	203,035
	人数 (人/月)	286	317	349	409	423
介護予防短期入所生活介護	給付費 (千円/年)	7,650	9,923	13,872	20,611	33,910
	日数 (人/月)	71.6	92.9	129.8	192.9	317.3
	人数 (人/月)	15	17	22	25	29
介護予防短期入所療養介護 (老健)	給付費 (千円/年)	2,239	2,266	2,292	2,389	2,512
	日数 (人/月)	14.3	14.4	14.6	15.2	16.0
	人数 (人/月)	2	2	2	2	2
介護予防福祉用具貸与	給付費 (千円/年)	72,659	81,737	95,039	112,858	124,567
	人数 (人/月)	939	1,055	1,225	1,444	1,598
特定介護予防福祉用具購入費	給付費 (千円/年)	19,891	24,508	29,721	35,065	39,051
	人数 (人/月)	82	100	121	142	159
介護予防住宅改修	給付費 (千円/年)	84,926	94,885	106,537	122,832	135,959
	人数 (人/月)	72	82	94	111	121
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費 (千円/年)	84,485	86,788	91,657	93,959	95,407
	人数 (人/月)	73	75	77	79	81
介護予防支援	給付費 (千円/年)	272,483	292,151	313,739	393,622	418,423
	人数 (人/月)	4,665	5,002	5,371	6,739	7,164
(2) 地域密着型介護予防サービス (千円)		17,142	26,364	35,279	47,733	60,892
介護予防認知症対応型通所介護	給付費 (千円/年)	10,902	16,371	22,811	32,782	44,295
	回数 (回/月)	89.4	132.3	182.6	260.7	351.0
	人数 (人/月)	16	21	27	32	33
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円/年)	6,240	9,993	12,468	14,951	16,597
	人数 (人/月)	8	13	17	20	22
合計	給付費 (千円/年)	2,300,513	1,828,556	1,092,167	1,339,800	1,493,021

【介護サービス給付額の推計】

要介護1～5の方が利用できます。

なお、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を利用できるのは、原則として要介護3～5の方に限られます。

給付額等見込みは以下のとおりです。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス (千円)		25,721,791	23,281,992	24,547,641	26,246,685	29,444,525
訪問介護	給付費 (千円/年)	6,142,268	6,307,351	6,511,413	6,645,657	6,988,817
	回数 (回/月)	166,694.2	171,136.5	176,639.9	180,254.4	189,564.0
	人数 (人/月)	7,006	7,205	7,450	7,650	8,047
訪問入浴介護	給付費 (千円/年)	563,059	652,125	736,427	832,273	934,382
	回数 (回/月)	3,647.9	4,224.5	4,770.3	5,390.5	6,051.8
	人数 (人/月)	754	868	977	1,065	1,121
訪問看護	給付費 (千円/年)	853,817	934,905	1,026,674	1,323,138	1,744,494
	回数 (回/月)	12,836.0	14,108.2	15,546.4	20,194.5	26,819.5
	人数 (人/月)	1,745	1,818	1,903	2,151	2,344
訪問リハビリテーション	給付費 (千円/年)	268,945	334,476	392,953	421,535	433,224
	回数 (回/月)	7,065.4	8,792.0	10,332.9	11,089.1	11,400.6
	人数 (人/月)	622	771	903	959	967
居宅療養管理指導	給付費 (千円/年)	687,507	723,622	762,674	813,293	881,195
	人数 (人/月)	4,585	4,826	5,087	5,425	5,879
通所介護	給付費 (千円/年)	6,431,831	3,029,014	3,303,976	3,796,585	4,457,977
	回数 (回/月)	63,309.1	29,926.4	32,768.3	38,078.8	44,446.1
	人数 (人/月)	6,884	3,227	3,504	3,958	4,346
通所リハビリテーション	給付費 (千円/年)	1,838,507	1,969,498	2,117,520	2,240,940	2,463,084
	回数 (回/月)	15,026.2	16,173.9	17,427.0	18,550.1	20,364.5
	人数 (人/月)	1,976	2,115	2,266	2,369	2,522
短期入所生活介護	給付費 (千円/年)	1,406,654	1,537,476	1,654,403	1,838,130	2,345,594
	回数 (回/月)	12,720.6	13,952.9	15,077.0	16,845.0	21,516.4
	人数 (人/月)	1,304	1,390	1,466	1,502	1,656
短期入所療養介護 (老健)	給付費 (千円/年)	221,826	297,187	368,057	468,105	610,591
	回数 (回/月)	1,592.8	2,170.5	2,715.1	3,470.2	4,528.6
	人数 (人/月)	181	234	279	303	318
短期入所療養介護 (病院等)	給付費 (千円/年)	32,001	37,639	48,454	69,264	101,775
	回数 (回/月)	248.4	292.1	376.1	537.6	789.9
	人数 (人/月)	28	33	44	56	68
福祉用具貸与	給付費 (千円/年)	1,467,734	1,521,114	1,576,637	1,689,652	1,815,445
	人数 (人/月)	8,288	8,642	9,020	9,880	10,633
特定福祉用具購入費	給付費 (千円/年)	65,618	70,648	76,120	88,558	97,657
	人数 (人/月)	211	228	246	286	314
住宅改修費	給付費 (千円/年)	146,427	159,500	173,987	203,071	221,888
	人数 (人/月)	142	155	170	198	216
特定施設入居者生活介護	給付費 (千円/年)	2,816,840	2,849,316	2,851,426	3,017,815	3,352,669
	人数 (人/月)	1,122	1,139	1,144	1,222	1,354
居宅介護支援	給付費 (千円/年)	2,778,757	2,858,121	2,946,920	2,798,669	2,995,733
	回数 (回/月)	13,056	13,375	13,739	14,812	15,873

■ 第5章 介護保険事業計画 ■

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(2) 地域密着型サービス (千円)		3,979,810	8,345,936	9,130,211	10,531,364	12,002,939
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費 (千円/年)	206,259	260,625	332,365	409,139	490,647
	人数 (人/月)	95	121	156	191	232
夜間対応型訪問介護	給付費 (千円/年)	31,322	41,770	50,376	55,727	60,884
	人数 (人/月)	123	166	205	235	255
認知症対応型通所介護	給付費 (千円/年)	936,240	1,014,939	1,058,965	1,184,144	1,321,467
	回数 (回/月)	6,350.0	6,888.8	7,178.3	8,016.6	8,923.6
	人数 (人/月)	645	688	704	747	768
小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円/年)	675,633	773,802	918,081	1,044,020	1,129,119
	人数 (人/月)	256	298	359	415	443
認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円/年)	1,956,467	1,972,817	2,058,916	2,353,342	2,561,764
	人数 (人/月)	608	614	642	735	800
看護小規模多機能型居宅介護(※)	給付費 (千円/年)	173,889	250,358	313,909	431,728	505,480
	人数 (人/月)	64	96	122	171	201
地域密着型通所介護 (仮称)	給付費 (千円/年)		4,031,625	4,397,599	5,053,264	5,933,578
	回数 (回/月)		39,832.2	43,614.6	50,683.0	59,157.8
	人数 (人/月)		4,295	4,664	5,268	5,785
(3) 施設サービス (千円)		13,376,267	14,123,703	14,647,095	15,689,837	17,016,646
介護老人福祉施設	給付費 (千円/年)	7,617,934	8,035,584	8,394,082	9,094,758	9,904,178
	回数 (回/月)	2,350	2,477	2,586	2,799	3,045
介護老人保健施設	給付費 (千円/年)	4,706,509	5,036,295	5,201,189	5,543,255	6,060,644
	回数 (回/月)	1,392	1,492	1,542	1,646	1,799
介護療養型医療施設	給付費 (千円/年)	1,051,824	1,051,824	1,051,824	1,051,824	1,051,824
	回数 (回/月)	231	231	231	231	231
合計	給付費 (千円/年)	43,077,868	45,751,631	48,324,947	52,467,886	58,464,110

※ 平成26年度までの名称は「複合型サービス」です。

【総給付費の推計】

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総給付費	45,378,381	47,580,187	49,417,114	53,807,686	59,957,131

② 標準給付費の推計

介護保険サービスの利用などに伴い必要となる経費には、総給付費（①居宅サービス費、②地域密着型サービス費、③施設サービス費の合計）のほか、③特定入所者介護サービス費等給付額^{※1}、④高額介護サービス費等給付額^{※2}、⑤高額医療合算介護サービス費等給付額^{※3}、⑥算定対象審査支払手数料^{※4}があります。これらも介護保険財政で賄われるので、介護保険料算定の基礎になります。これらをまとめて、標準給付費と呼んでいます。

【標準給付費の推計】

(単位：千円)

区 分	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
(1) 総給付費 (①-②)	45,313,572	47,478,171	49,311,061	53,607,842	59,731,255
① 総給付費	45,378,381	47,580,187	49,417,114	53,807,686	59,957,131
② 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	64,809	102,016	106,053	199,844	225,876
(2) 特定入所者介護サービス費等給付額 (③-④)	1,533,519	1,618,310	1,729,397	2,064,555	2,895,645
③ 特定入所者介護サービス費等給付額	1,562,472	1,674,939	1,795,501	2,203,636	3,090,714
④ 補足給付の見直しに伴う財政影響額	28,953	56,629	66,104	139,081	195,069
(3) 高額介護サービス費給付額	796,059	863,422	936,485	1,179,702	1,733,369
(4) 高額医療合算介護サービス費給付額	154,854	174,546	196,743	254,788	392,023
(5) 算定対象審査支払手数料	59,010	59,305	59,600	59,600	59,600
(6) 標準給付費見込額 {(1)+(2)+(3)+(4)+(5)}]	47,857,014	50,193,754	52,233,286	57,166,487	64,811,892

※1 特定入所者介護サービス費等給付額・・・介護保険施設等における居住費・食費のうち、基準となる費用と低所得の方の負担限度額の差額を公費で賄う額。

※2 高額介護サービス費等給付額・・・介護保険の自己負担額が著しく高額になった方の負担を軽減するため、その費用を公費で賄う額。

※3 高額医療合算介護サービス費等給付額・・・介護保険と医療保険を合わせた自己負担額が著しく高額になった方の負担を軽減するため、その費用を公費で賄う額。

※4 算定対象審査支払手数料・・・介護報酬審査、支払事務を委託している国民健康保険団体連合会に支払う経費。

■ 第5章 介護保険事業計画 ■

③ 地域支援事業費の推計

介護保険財源でまかなわれる事業には、介護予防給付や介護給付（具体的には、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス）のほかに、地域支援事業として、①介護予防、日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業があります。

また、制度改正により、包括的支援事業において、「在宅医療介護連携推進事業」、「認知症施策推進事業」、「生活支援体制整備事業」を実施することになっています。

なお、事業内容については、「在宅医療介護連携推進事業」は、第4章 高齢者保健福祉計画（50 ページ）、「認知症施策推進事業」は、第4章 高齢者保健福祉計画（46 ページ）、「生活支援体制整備事業」は、第4章 高齢者保健福祉計画（66 ページ）をご覧ください。

【地域支援事業費の推計】

（単位：千円）

区 分	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	250,522	1,953,717	2,569,211	2,767,627	2,820,212
包括的支援事業・任意事業費	868,735	873,735	873,735	873,735	873,735
地域包括支援センター運営費	775,450	775,450	775,450	775,450	775,450
在宅医療介護連携推進事業	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
認知症施策推進事業	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
生活支援体制整備事業	—	5,000	5,000	5,000	5,000
任意事業	68,285	68,285	68,285	68,285	68,285
地域支援事業費	1,119,257	2,827,452	3,442,946	3,641,362	3,693,947

4 保険料の算出

(1) 負担割合

標準給付費と地域支援事業費とを合わせた額が第6期の介護保険事業を支えるために必要な費用となります。

この費用を国・都・区及び第1号被保険者・第2号被保険者で分担して負担することになります。

負担割合は次の表のとおりです。

【負担割合】

区 分	国	都	区	第1号被保険者	第2号被保険者
・介護給付 ・介護予防給付 ・介護予防・日常生活支援総合事業	25%	12.5%	12.5%	22%	28%
・包括支援事業 ・任意事業	39%	19.5%	19.5%	22%	—

(2) 保険料必要額

① 必要額見込み

平成27年度から平成29年度までに給付される標準給付費を約1,503億円と算出しました。この額に地域支援事業費約74億円を加えた1,577億円が保険料算定の基礎額となります。

第1号被保険者保険料必要額は、保険給付費1,577億円から国・都・区の負担分及び第2号被保険者保険料を差し引いた約349億円となります。

② 介護保険給付準備基金の活用

平成24年度から平成26年度に納付された保険料の余剰金を第6期介護保険事業計画の財源として活用します。財源の規模はおよそ17億円と推計しました。

③ 第6期介護保険事業計画期間中における保険料必要額

①で算定した保険料必要額約349億円から、②の介護保険給付準備基金17億円を差し引いた約332億円が、第6期介護保険事業計画期間中に必要となります。

(3) 保険料の多段階化及び軽減策

① 段階区分の多段階化

保険料の増額を緩和するため、従来の第6段階を分割し、新第8段階、新第9段階としました。

② 生活困難者対策

第5期と同様に、足立区独自の取り組みとして、被保険者の申請に基づき、新第3段階以下の階層については、所得や預貯金等の状況に応じて、今の階層より低い保険料の階層に軽減を行います。

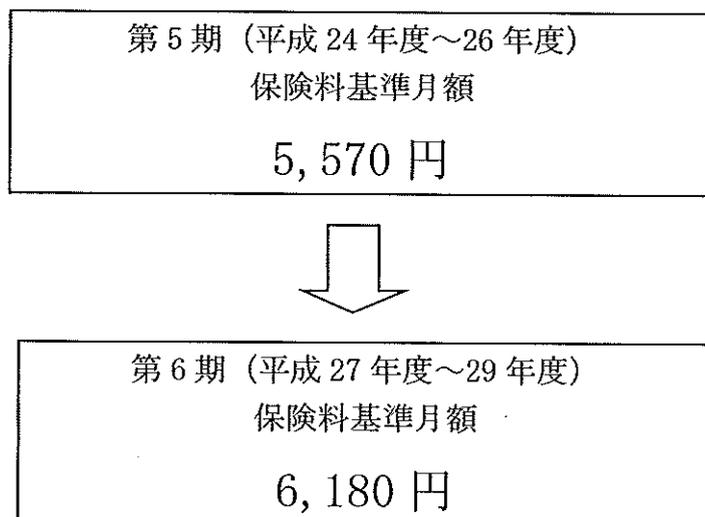
③ 低所得者への軽減について

制度改正により、低所得の高齢者の介護保険料については、公費を投入し保険料の軽減を強化します。

(4) 保険料基準額の設定

第6期介護保険事業計画期間中に必要な保険料は、約332億円と算定しました。これを、保険料多段階化による影響を加味した第1号被保険者数(推計)で除し、収納率を勘案して積算したものを基準保険料としています。

これまでの実績と第6期の介護保険給付費の見込み等から推計した第6期介護保険料基準額を下記の通り算定しました。



その結果、所得に応じた介護保険料は、次ページ以降の「第6期所得段階別介護保険料及び保険料率」となります。

【第5期所得段階別介護保険料及び保険料率】

区 分	段 階	保険料率	月額 保険料
第12段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70	15,040
第11段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	2.30	12,820
第10段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	2.00	11,140
第9段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	10,030
第8段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.49	8,300
第7段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.45	8,080
第6段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.21	6,740
第5段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が125万円未満	1.08	6,020
第4段階 (基準額)	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	1.00	5,570
特例 第4段階	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	4,850
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.75	4,180
第3段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定	0.65	3,630
第3段階 特例軽減C	収入、預貯金で判定	0.31	1,720
特例 第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	0.65	3,630
特例第3段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定	0.58	3,240
特例第3段階 特例軽減C	収入、預貯金で判定	0.31	1,720
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.58	3,240
第2段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定	0.31	1,720
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.49	2,730
第1段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定	0.25	1,390

■ 第5章 介護保険事業計画 ■

【第6期所得段階別介護保険料及び保険料率（平成27～28年度）】

※保険料率は新第5段階が基準額です。

区 分	段 階	保険料率 (本則)	保険料率 27～28年度	月額 保険料
新第14段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70	2.70	16,690
新第13段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	2.30	2.30	14,220
新第12段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	2.00	2.00	12,360
新第11段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	1.80	11,130
新第10段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.49	1.49	9,210
新第9段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.45	1.45	8,970
新第8段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.40	1.40	8,660
新第7段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.21	1.21	7,480
新第6段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	1.08	6,680
新第5段階 (基準額)	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がいる場合）	1.00	1.00	6,180
新第4段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	0.87	5,380
新第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.75	0.75	4,640
新第3段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定		0.65	4,020
新第3段階 特例軽減C	収入、預貯金で判定		0.30	1,860
新第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	0.65	0.65	4,020
新第2段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定		0.45	2,790
新第2段階 特例軽減C	収入、預貯金で判定		0.30	1,860
新第1段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.50	0.45	2,790
新第1段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定		0.30	1,860

【第6期所得段階別介護保険料及び保険料率（平成29年度）】

※保険料率は新第5段階が基準額です。

区分	段階	保険料率 (本則)	保険料率 29年度	月額 保険料
新第14段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70	2.70	16,690
新第13段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	2.30	2.30	14,220
新第12段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	2.00	2.00	12,360
新第11段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	1.80	11,130
新第10段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.49	1.49	9,210
新第9段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.45	1.45	8,970
新第8段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.40	1.40	8,660
新第7段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.21	1.21	7,480
新第6段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	1.08	6,680
新第5段階 (基準額)	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がいる場合）	1.00	1.00	6,180
新第4段階	本人が区民税非課税（世帯に区民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	0.87	5,380
新第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.75	<u>0.70</u>	4,330
新第3段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定		<u>0.50</u>	3,090
新第3段階 特例軽減C	収入、預貯金で判定		0.30	1,860
新第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	0.65	<u>0.50</u>	3,090
新第2段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定		<u>0.30</u>	1,860
新第2段階 特例軽減C	収入、預貯金で判定		廃止	—
新第1段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.50	<u>0.30</u>	1,860
新第1段階 特例軽減B	収入、預貯金で判定		廃止	—

■ 資料編 ■

資料編として、下記の内容を掲載する予定です。

- 高齢者等実態調査結果の概要
- 過去の給付費等
- 足立区高齢社会対策基本条例
- 足立区地域保健福祉推進協議会条例
- 足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則
- 足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会設置細則
- 地域保健福祉計画の基本的な考え方
- 足立区地域保健福祉推進協議会委員名簿

足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画
平成27年度～29年度

平成27年3月 発行

発行 足立区

編集 足立区 福祉部 高齢サービス課
介護保険課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5111(代表)

印刷物登録番号 26-642

印刷 株式会社 コミュニティー・プランナーズ

